

学校危機管理対応マニュアル



令和8年10月改訂版

武蔵村山市立第三中学校

目次

	内容	ページ
	学校における危機管理（総論）	2
1	事故発生時のフロー	12
2	頭頸部外傷事故対応フロー	13
3	学校に犯罪予告・不審物があった場合の対応フロー	14
4	交通事故発生の対応フロー	15
5	突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中）	16
6	地震発生直後の対応フロー（授業中）	17
7	火災発生時の対応	19
8	安否確認	22
9	引渡し・待機	24
10	保護者等・報道機関への対応	27
11	生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアル（不審者対応）	30
12	個人情報及び関連機器等への対応	34
13	学校保健に関する事故発生時の対応	36
14	問題行動等における生徒対応	40
15	業務執行における対応（サービス事故）	48
16	威力業務妨害	50
17	その他（テロ・NBCR 災害対策、弾道ミサイル、野生動物対策）	51
	様式集	55

学校における危機管理

1 危機管理マニュアルについて

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。「危機管理」とは「生徒の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険を未然に防止し、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること」を目的とする。ある者が、正当な理由なく学校の敷地内に立ち入った場合にはもちろん、立ち入ろうとした事態も危機と捉えるべきである。また、生徒の安全確保（生徒に危害を加えようとしたり、身体に故意に触れてきたりする事態や交通事故の危険も幅広く危機と考える）や、加えて、教職員事故の防止も、当然のことながら「あってはならないこと」として、逐次、周知徹底を図るものである。

2 本校における危機管理の基本方針

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- (1) 生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- (2) 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- (3) 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

3 学校における危機管理

- ① リスクマネジメント（未然防止）
- ② クライシスマネジメント（事後対応）
- ③ ナレッジマネジメント（再発防止）

【危機管理のさしすせそ】（さ）最悪を想定し
（し）慎重かつ
（す）素早く
（せ）誠意をもって
（そ）組織で対応

危機管理とは、危機的状況に対処するための 3 段階に大別される一連の活動をいう。この中で、最も重視しなければいけないのは未然防止である。とりわけ学校においては「生徒の心身の安全」について、教職員一人一人が危機意識をもって職務の点検をするとともに、学校全体の危機管理体制を構築する必要がある。

4 事故発生に備えた対応

- (1) 事前措置
 - ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室の見やすい場所に提示しておく。
 - ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室の見やすい場所に提示しておく。
 - ③ 心肺蘇生（AED の使用法を含む）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

(2) 事故発生時の対応

■初動体制の確立

- ① 応急手当を適切に行う（原則として第一次は発見者、第二次は養護教諭等）。
- ② 校長に報告する。（校長が不在の場合は副校長に報告し、副校長が校長に連絡を取り、校長の指示に従う。）

■救護・応急対応

- ③ けがをしている場合は、医療機関への搬送（救急車の手配）及び保護者に対する連絡を行う。必要に応じて学校医等へ連絡し、指示を受ける。

■生徒の安全確保

- ④ 生徒の動揺を防ぐとともに、学校施設・設備の被害状況を確認し、二次災害を阻止するための安全確保を行う。
- ⑤ 事故の程度や状況に応じ、教育委員会や警察等の関係機関への報告を行う。

■登下校中及び校外活動中の対応

- ⑥ 登下校中の生徒の安全確認及び誘導
- ⑦ 校外学習または宿泊行事中の生徒の安全確認及び誘導

(3) 事後対応

■状況把握と安全確保

- ① 安否情報及び被害状況の収集・把握
- ② 事故の程度や状況に応じ、校内に危機対策本部を設置する。危機対策本部は運営委員会メンバーで構成し、その他の職員は事故現場で処理に当たる。
- ③ 集団下校、引渡及び校内待機の実施

■対外対応

- ④ 外部への対応は窓口を副校長（または主幹教諭）に一本化し、情報が混乱することのないようにしておく。

■施設・教育環境の復旧

- ⑤ 学校施設・設備の点検、整備及び復旧
- ⑥ 教育活動の継続及び授業再開に向けた準備

■被災者への支援

- ⑦ 被災した生徒への学用品の給与等の支援
- ⑧ 避難所運営への協力

■心のケア及び検証

- ⑨ 生徒及び教職員に対する心のケア・派遣カウンセラーの受入
- ⑩ 対応状況の評価及び検証

【緊急連絡先】

●東大和警察署	0 4 2－5 6 6－0 1 1 0	（電話機 短縮 1 8）
●北多摩西部消防署	0 4 2－5 6 5－0 1 1 9	（電話機 短縮 1 9）
●武蔵村山市教育委員会	0 4 2－5 6 5－1 1 1 1	（内線 4 3 5 指導主事席）

5 事前の危機管理

詳細は年度当初作成の避難訓練実施計画に基づく

(1) 避難訓練

① 目的を明確にした避難訓練

① 避難の目的と危機等の認識

「避難行動」は、数秒から数分、数時間後に発生するおそれのある危険等から「命を守るための行動」です。学校は、児童生徒等の生命や身体を守る点から、どのような危険等が生命や身体を脅かすことになるのかを考え、次の事項についてできる限り事前に明確にしておく必要があります。

- ・どのような危険等があるのか、何から避難するのか
- ・それぞれの危険等に対して、どのような避難行動をとればよいか
- ・どの時機で避難行動をとることが望ましいか

② 危機等発生時の避難計画

危険等発生時の避難行動は、危険等の種類、規模等やそれぞれの個人の特性や置かれた状況によって変わります。避難行動を、「難を逃れるための安全確保行動」とすると、空間的な分類から「その場に留まる（待避）」「垂直に移動する（垂直移動）」「水平に移動する（水平移動）」が考えられます。よって、実際に危険等発生時には、これらの点を踏まえ、どのような行動すればよいか事前に検討しておくことが重要です。また、二次災害を想定した避難行動においても、同様に考えておくことが必要です。

また、危険等発生時、学校は対策本部等を設け、全教職員が情報収集、避難誘導、救護などの役割分担に応じて対応し、児童生徒等の生命や身体を守らなければなりません。そして、その対応が適切に行われるためには、危機管理マニュアルを事前に作成し、全教職員の共通理解を図っておく必要があります。

特に、学校環境やその周辺の地形や地質などの特性、各自治体が作成したハザードマップ等を基に、個別具体的に避難場所、避難経路を設定し、避難計画を立て、危機管理マニュアルに位置付けておくことが必要です。

③ 避難訓練の留意点

- ・訓練の内容は、想定される危険等によって異なりますが、火災を想定した訓練のみに偏らないようにします。
- ・実施の時期や回数は、法の規定及び児童生徒等の実態、地域の実情に基づいて年間を通して季節やほかの安全に関する指導との関連などを考慮して適切に設定します。
- ・訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中等、生徒等が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定するとともに、校外学習や宿泊を伴う行事等の際の宿舎や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮します。また、事故等の発生時間や場所に変化をもたせ、安全に対処できるようにします。
- ・訓練が、形式的、表面的にならないように、実践的な方法になるよう工夫します。

- ・けが等により自力で避難ができない生徒等がいる場合も想定し、避難方法や経路などを検証します。（例えば、車椅子が通れる経路の確保など。）

② 地域の関係機関と連携した訓練

生徒等が学校にいるときに、想定される危険等に応じて訓練を行います。学校だけで実施するのではなく、各地域の警察署・各地域の消防署等と連携し、訓練の充実を図ったり、専門家の評価により、訓練の検証、危機管理マニュアルの点検、改善につなげたりすることが大切です。

また、大規模な自然災害等の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練を実施することも考えられます。さらに、近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効です。

なお、事故等発生時に児童生徒等だけで登下校が難しい場合には、生徒等の登下校の安全確保を図るため、保護者の引率による集団登下校や保護者への引渡しを行うことが考えられます。事前に、学校における登下校の安全確保策や児童生徒等の保護者への引渡しについても、引渡し方法、引渡し場所などを保護者や地域の安全ボランティア団体等に周知し、緊急連絡体制を確立するなどして訓練を行うことも生徒等の安全確保には有効です。

(2) 教職員研修

最新の情報を取り入れた校内研修の充実

研修月	研修内容	研修担当
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルについての共通理解 ・危機管理マニュアルに基づく BCP 机上シミュレーション訓練 ＊BCP：Business Continuity Plan	副校長
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・エピペンの使用方法を含むアレルギー対応訓練 ・AED を含む心肺蘇生法などの応急手当訓練 	養護教諭
5 月	校内の事故統計・事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した安全環境の整備に関する研修	安全担当 養護教諭
5 月	プールでの事故想定訓練	保健体育科
7 月	SOS の出し方研修 生徒の心のケアに関すること	生活指導主任
9 月	事故等発生時の対応訓練（火災） ※北多摩西部消防署共催 事故等発生時の対応訓練（地震）	副校長 生活指導主任
11 月	独立行政法人教職員支援機構 校内研修シリーズ動画の視聴 ※各自で視聴	安全担当
1 月	次年度の安全教育に向けて 安全教育プログラム・防災ノート等を用いた研修	安全担当
3 月	今年度の振り返りと反省	安全担当

このマニュアルは共有フォルダ（生活指導部）に入っています。また、校長室に 2 部、職員室に 5 部、事務室に 2 部印刷して掲示します。

令和 8 年度 避難訓練・安全指導年間計画

【1】 目的

- ①火災・地震における基本的な避難経路を確認する。【課題解決能力】
- ②避難の4原則「おかしも(押さない、かけない、しゃべらない、もどらない)」を確認する。
- ③素早く避難し、人員点呼できるようにする。(5分以内)

【2】 実施計画 ○安全指導 ◆避難訓練 ●セーフティ教室

実施日	内容	指導の重点
① 4月9日(木)	○避難経路確認(朝学活等)	避難経路の確認。
② 4月13日(月)	◆学区危険箇所アンケート(朝学活等)	通学路の確認、危険箇所。
③ 5月7日(木)	◆地区別集会	地区名簿、代表生徒の確認。
④ 5月13日(水)	◆引き取り訓練	保護者に確実に受け渡す。
⑤ 5月18日(月)	○学区危険箇所アンケート報告	危険箇所結果報告登下校時の注意。
⑥ 6月10日(水)	○安全指導(火災)	火災発生時の注意事項確認。
⑦ 6月11日(木)	◆火災における避難訓練 【出火場所＝理科室】	煙をすわない＝声をあげない。 校内避難経路の確認。
⑧ 6月12日(金)	●セーフティ教室	SNSの使用方法、注意点。
⑨ 7月3日(金)	◆地震における避難訓練	ゆれがおさまるまで机下避難。
⑩ 7月8日(月)	○安全指導(地震)	地震発生時の注意事項確認。
⑪ 9月14日(月)	○安全指導(火災)	地震発生時の注意事項確認。
⑫ 10月2日(金)	◆火災における避難訓練 【出火場所＝保健室】	煙をすわない＝声をあげない。 校内避難経路の確認。
⑬ 10月26日(月)	○緊急地震速報について	緊急地震速報時の注意点。
⑭ 11月6日(金)	◆地震における避難訓練(予告なし)	ゆれがおさまるまで机下避難。
⑮ 11月9日(月)	○校内危険箇所アンケート	校内の危険箇所の確認。
⑯ 12月7日(月)	○不審者対応(含登下校中)指導	「井内先生、〇〇にお客様がお見えます。 対応をお願いします。」
⑰ 12月10日(木)	◆不審者対応避難訓練	放送の指示で教室にバリケードを作る。
⑱ 1月15日(月)	○安全指導(暖房器具による火災)	暖房器具による火災発生時の注意事項確認。
⑲ 1月21日(木)	◆火災における避難訓練 【出火場所＝職員室】	煙をすわない＝声をあげない。 校内避難経路の確認。
⑳ 2月15日(月)	○安全指導(予備日)	避難訓練でできなかったものを行う。
㉑ 2月19日(金)	◆避難訓練(予備日)	雨天等により実施できなかったものを行う。
㉒ 3月9日(月)	○安全指導(地震)	東日本大震災に触れる。
㉓ 3月17日(火)	◆地震における避難訓練 (体育館からの避難)	ゆれが収まるまで椅子の下に頭を入れる。

【3】 実施の方法

(1) 訓練の放送は以下の内容とする。

◆火災の場合 「訓練、火災発生。北校舎2階＝〇〇室より出火。」

「窓を閉め、先生の指示にしたがい、避難しなさい。」

◇地震の場合 「訓練、地震発生。ゆれがおさまるまで机の下に待機しなさい。」(※1分待機)

「窓をあけ、先生の指示にしたがい、避難しなさい。」

(2) 教科担任が廊下に出席番号順に整列させ、避難経路を使用させる。

校舎外にてたら駆け足で素早く避難する。

- (3) 教科担任が校庭に整列させ、人員点呼後座らせる。
 (4) 点呼完了（＊避難開始から5分以内）

*点呼の流れ ①教科担任 → ②副校長先生 → ③校長先生

*点呼の言葉

○年○組 欠席○名（＝早退者をふくむ）
 現在○名
 負傷者○名
 異常なしor異常あり＝○○いません！

- (5) 校長先生の講評
 (6) 生活環境委員は、昇降口に移動。ぬれ雑巾を準備し監督する。
 (7) 訓練終了。教室へ移動。 ＊帰り学活等

【4】職員の役割分担

- ☐放送・計時（副校長） ☐整列指導（菅原） ☐救護（金澤）
☐講評（校長） ☐美化指導（生活環境委員担当教員）

【5】避難経路（＊別紙）

【6】避難隊形 ＊南門に向かって朝礼隊形で早く到着したクラスから中央に並ぶ。



【7】防災シフト

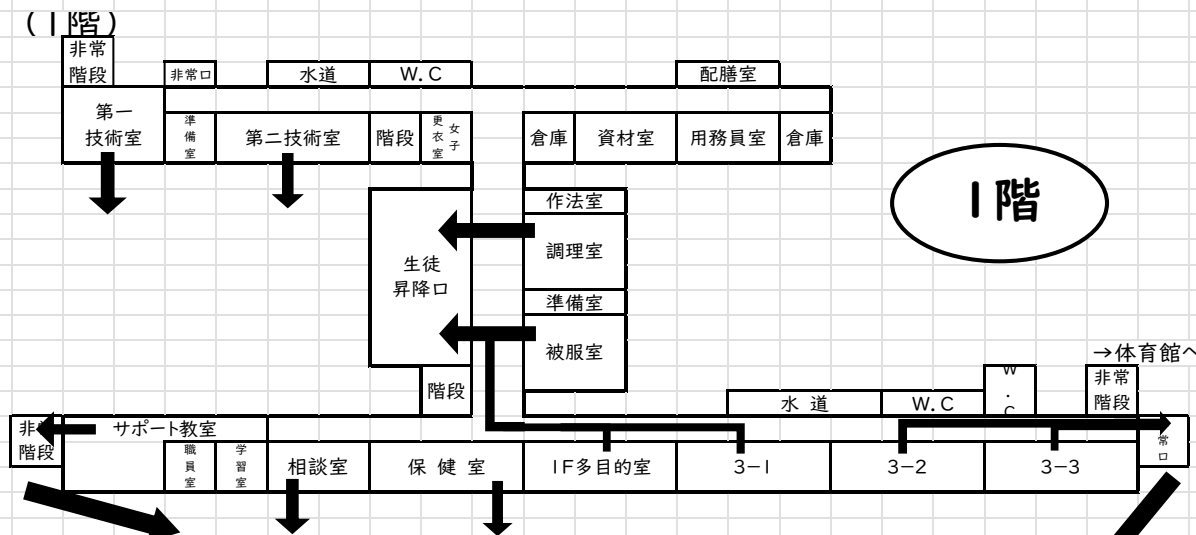
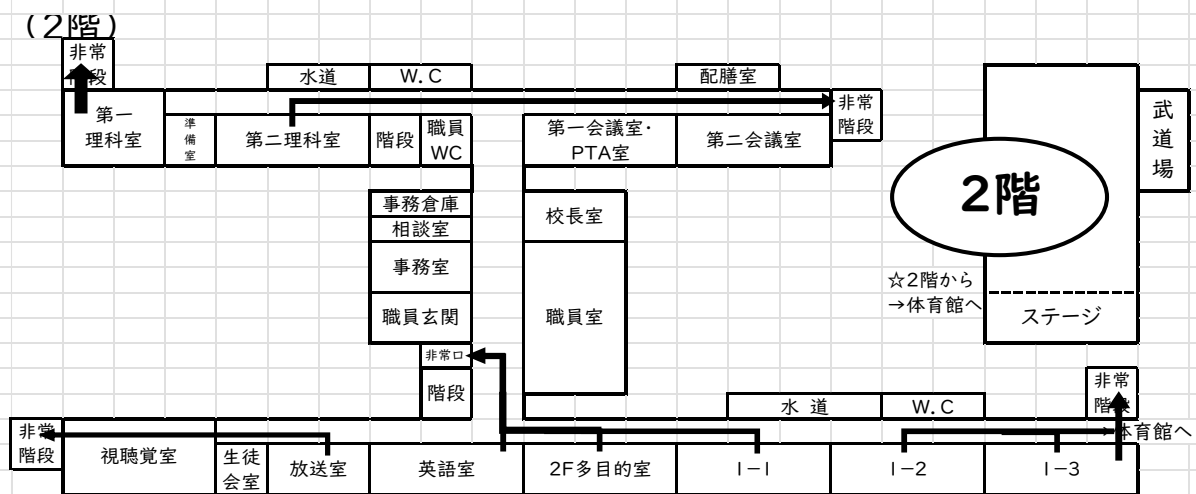
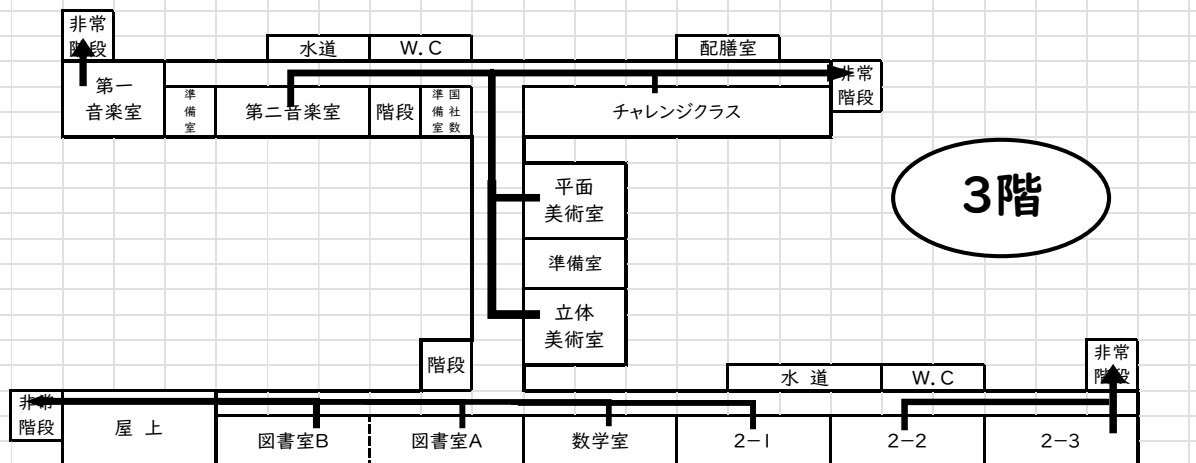
(1) 防災管理責任組織

- ①管理権限者（校長） ⑦2階北棟（理科主任）
 ②防火責任者（副校長） ⑧2階中央棟（教務主任）
 ③1階南棟（3学年主任） ⑨3階南棟（2学年主任）
 ④1階北棟（技術科主任） ⑩3階北棟（音楽科主任）
 任）
 ⑤1階中央棟（技術科主任）
 ⑥2階南棟（1学年主任）

(2) 自衛消防責任組織

- ①自衛消防隊長（校長）
 ②自衛消防副隊長（副校長）
 ③通報連絡係（副校長）
 ④避難誘導係（各教科・学級担当者・各学年主任）
 ⑤救助係（各学年生活指導部）
 ⑥救護係（養護教諭）
 ⑦初期消火（上記に直接関わらない教諭）

令和8年度 避難経路（地震）

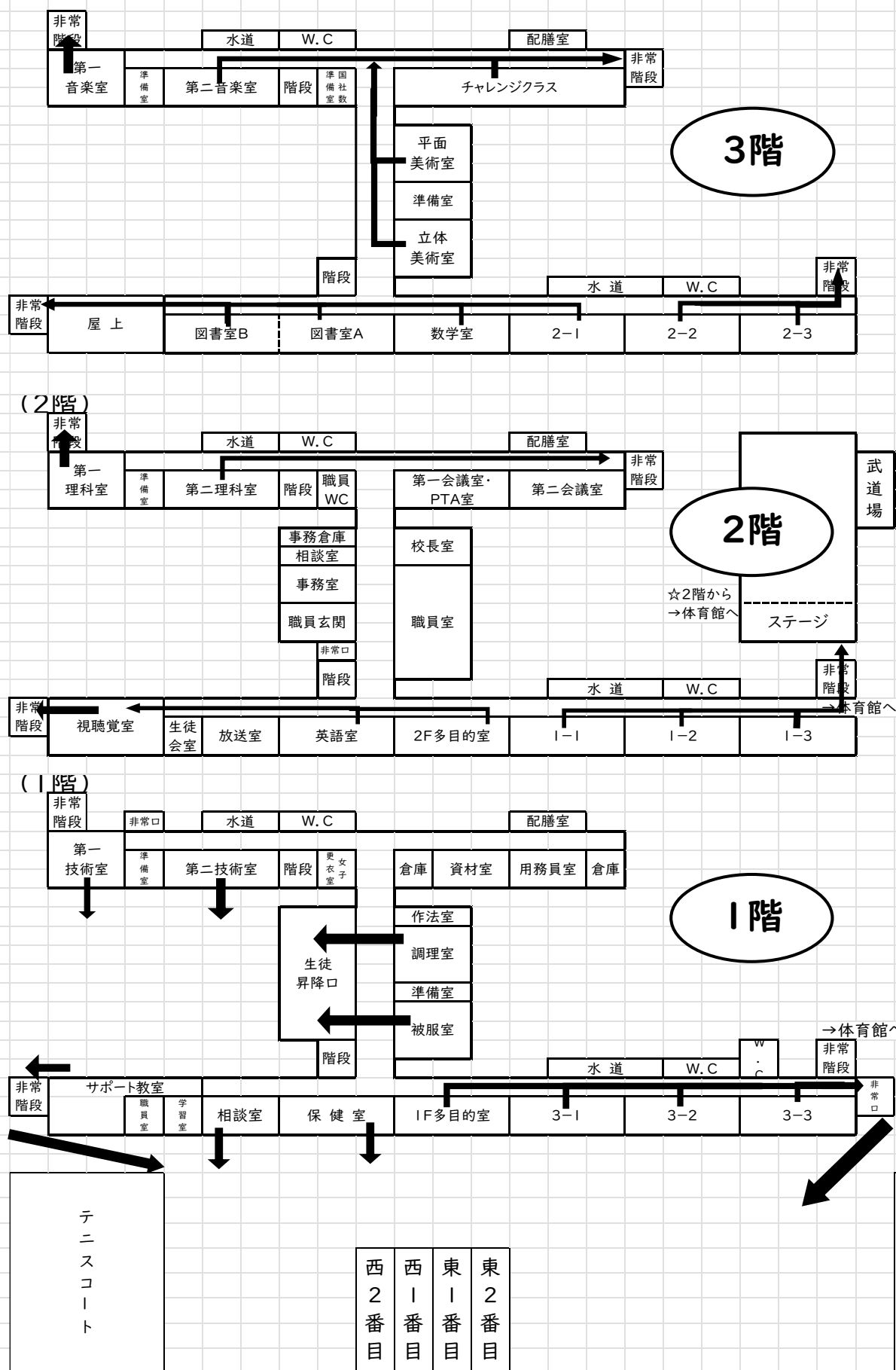


テニスコート

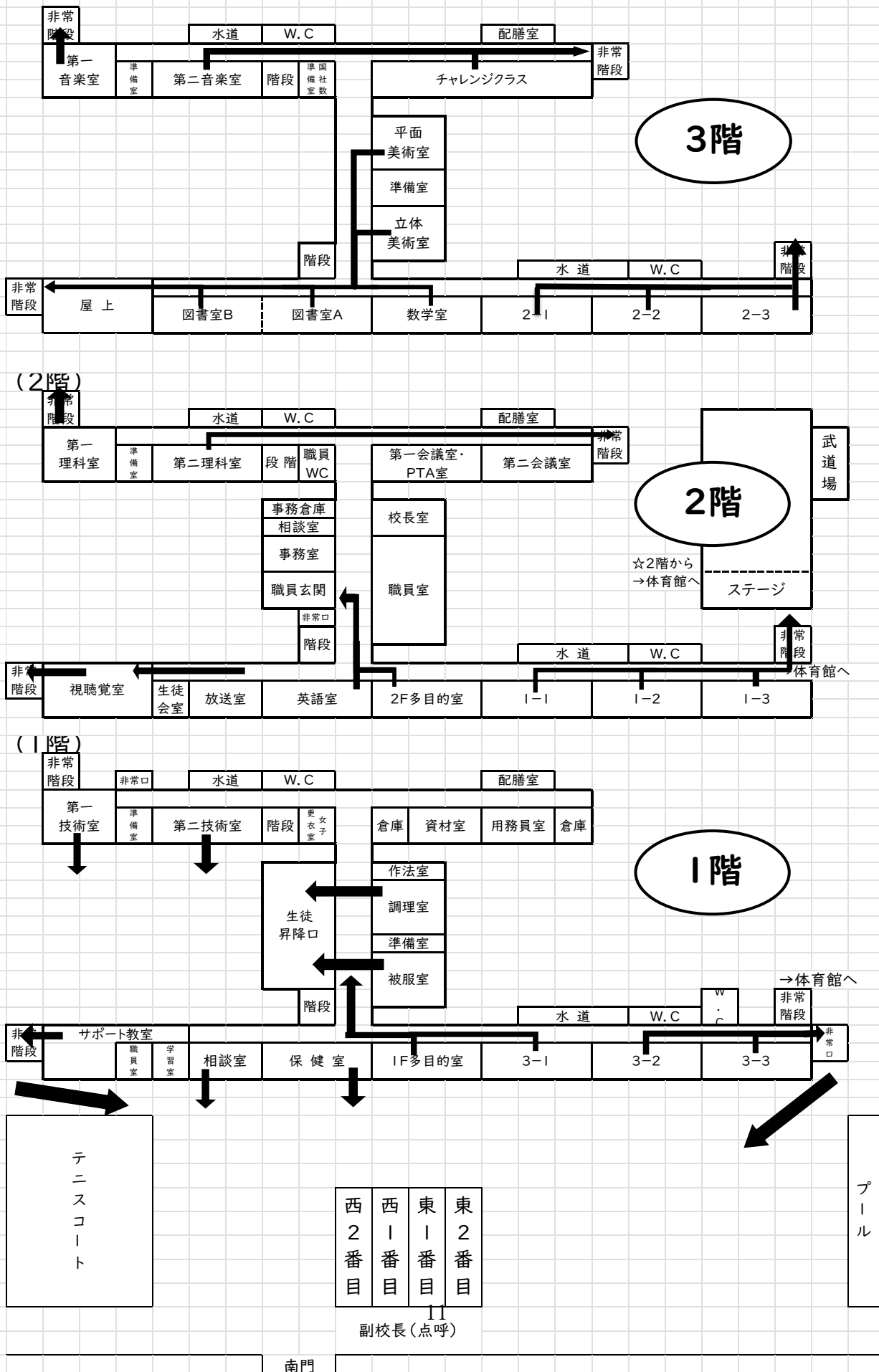
西2番目 西1番目 東1番目 東2番目

プール

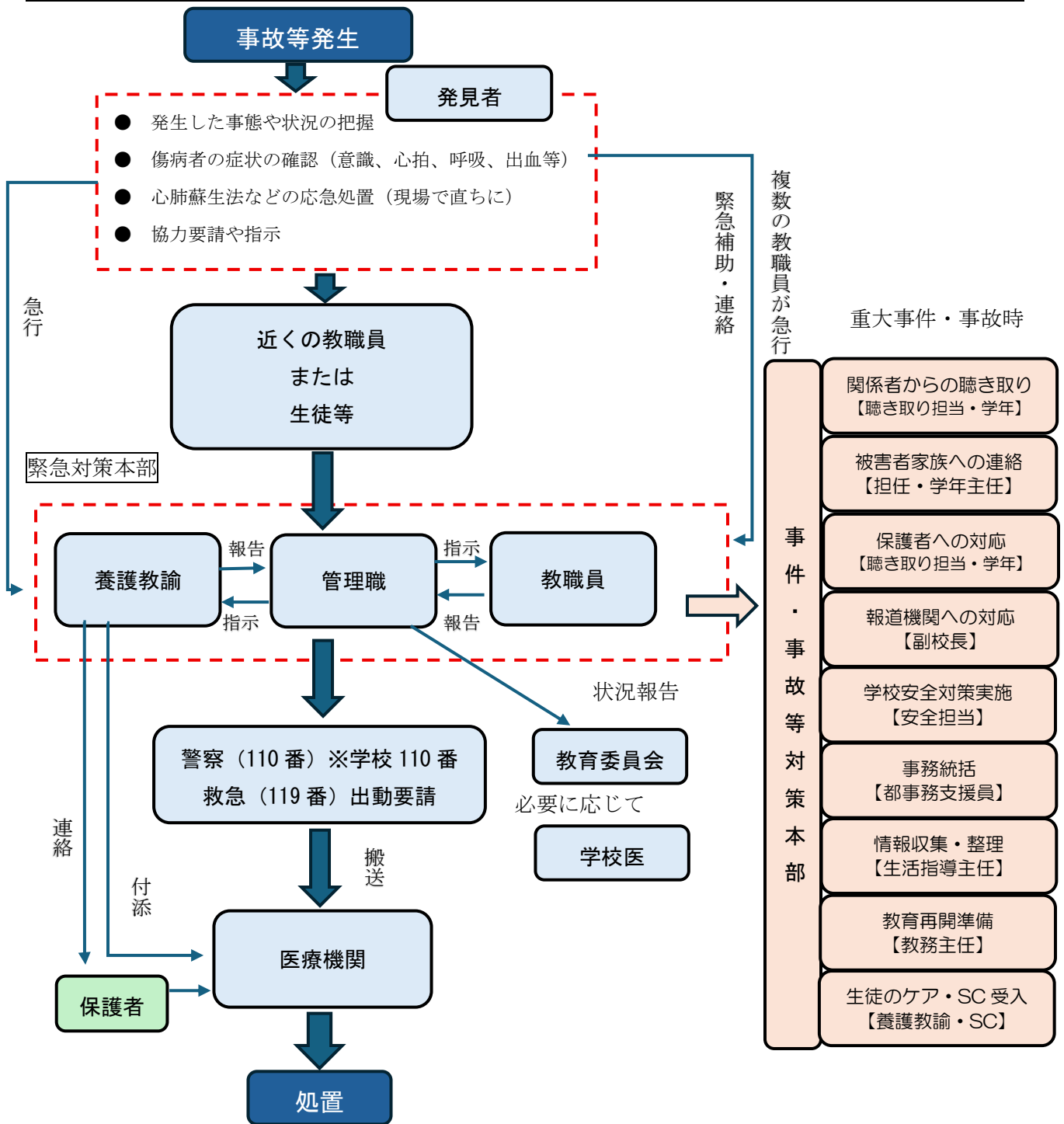
令和8年度 避難経路（南校舎及び中央校舎の火災）



令和8年度 避難経路（北校舎の火災）

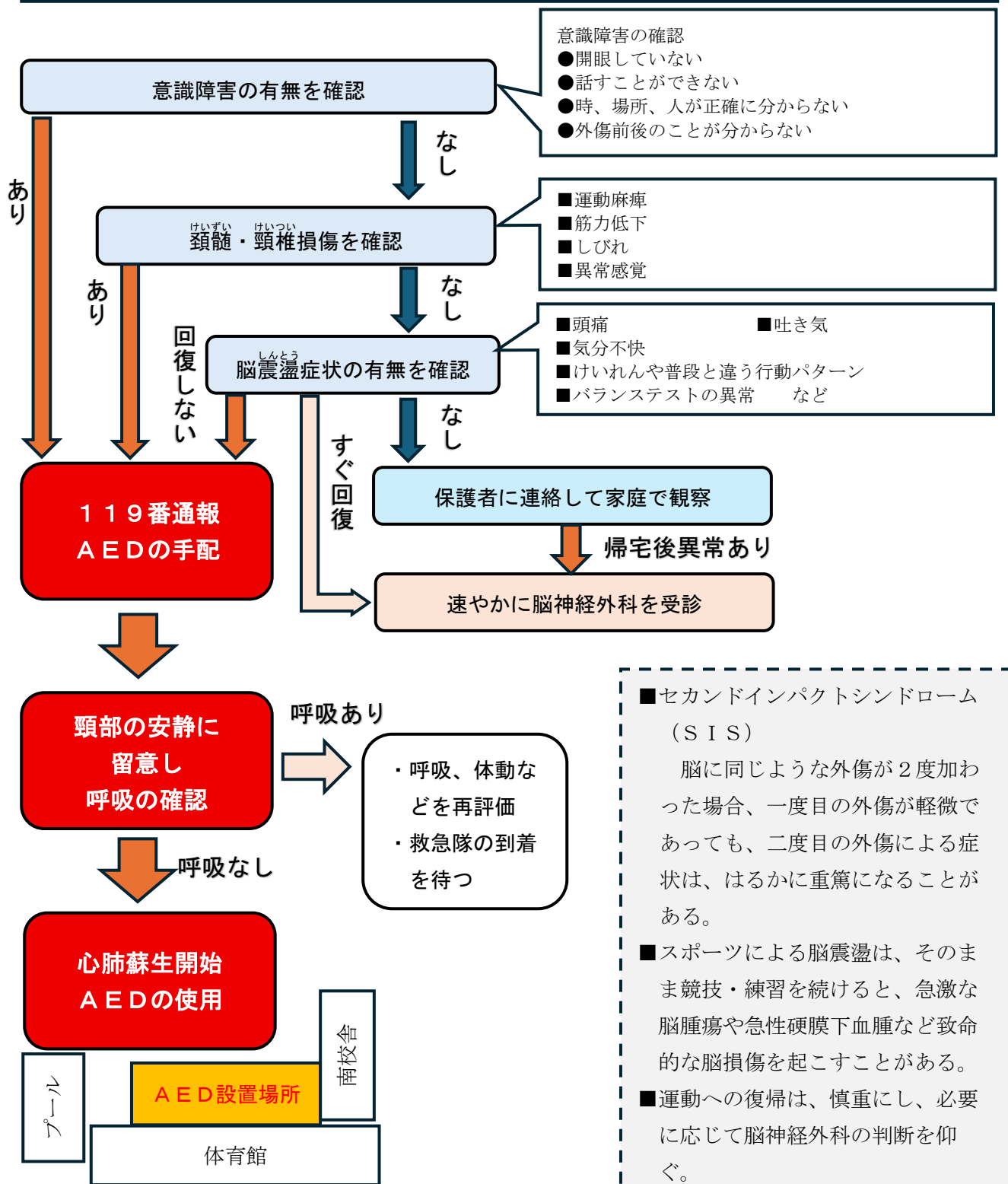


1	事故発生時の対応フロー
---	-------------



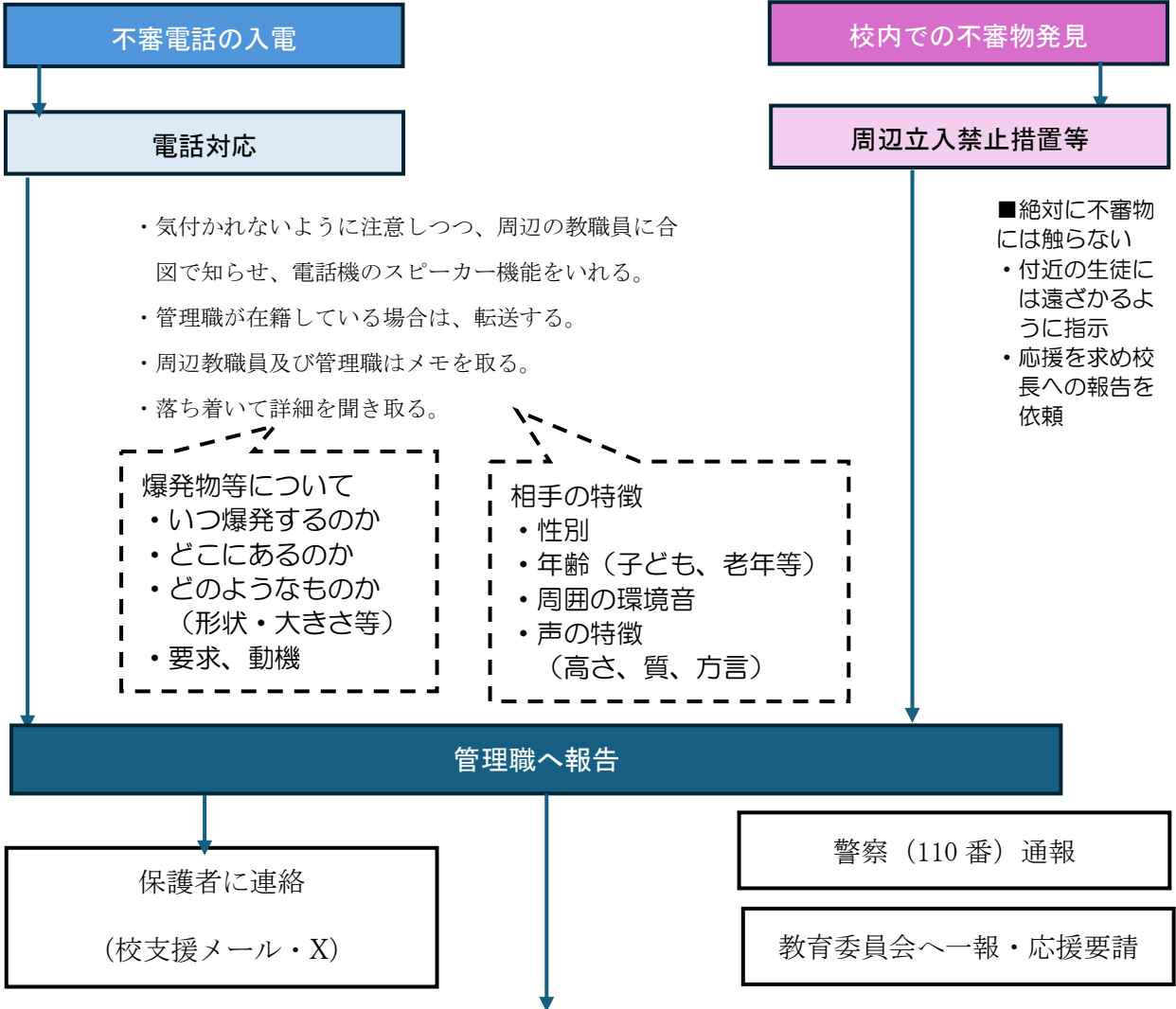
2 頭頸部外傷事故対応フロー

頭頸部外傷発生



※「体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点」スポーツ事故防止ハンドブック（独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部 平成27年3月）参照

3	学校に犯罪予告・不審物があった場合の対応フロー
---	-------------------------



生徒・教職員等に、以下の対応を指示			
	生徒登校前	生徒登校中	生徒下校中
生徒	自宅待機	各門に教員配置 避難場所へ集合	下校中の生徒は帰宅 学校にいる生徒は、避難場所へ集合
教職員等	避難場所へ集合	避難場所へ集合 →校内巡回	避難場所へ集合 →校内巡回

危害予告・不審物発見時	一次避難場所	雷塚小学校
	二次避難場所	武蔵村山市民総合センター

事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認 ・集団下校・保護者引渡 ・保護者への説明、マスコミ対応 ・安全宣言・心のケア
------	---

4 交通事故発生への対応フロー

交通事故発生への第一報

聞き取り（電話など）

- ・連絡者を落ち着かせながら、右記の事項を聞き取る。
- ・聞き取り内容は、復唱しながら確認し、メモを取る。

聞き取り項目

- ① 生徒本人及び相手方の被害（けが等）の程度
- ② 事故の発生場所・発生時刻
- ③ 事故の状況（概要）
- ④ 加害事故、被害事故の別
- ⑤ 救急車の手配状況、搬送先
- ⑥ 110番通報の有無

管理職に報告

保護者への連絡

未通報の場合
救急（119）・警察（110）

教育委員会へ一報

現場急行（担任・学年職員・養護教諭） ※必ず複数で対応

救急手配・搬送未了

- ・事故現場へ急行（救急セット・携帯電話携行）
- ・負傷者等の応急手当
- ・現場周辺にいる他生徒への対応（安全確保）
- ・警察への対応（可能な範囲で警察からの情報収集）
- ・（必要に応じ）救急車に同乗
- ・学校への状況報告

救急搬送済み

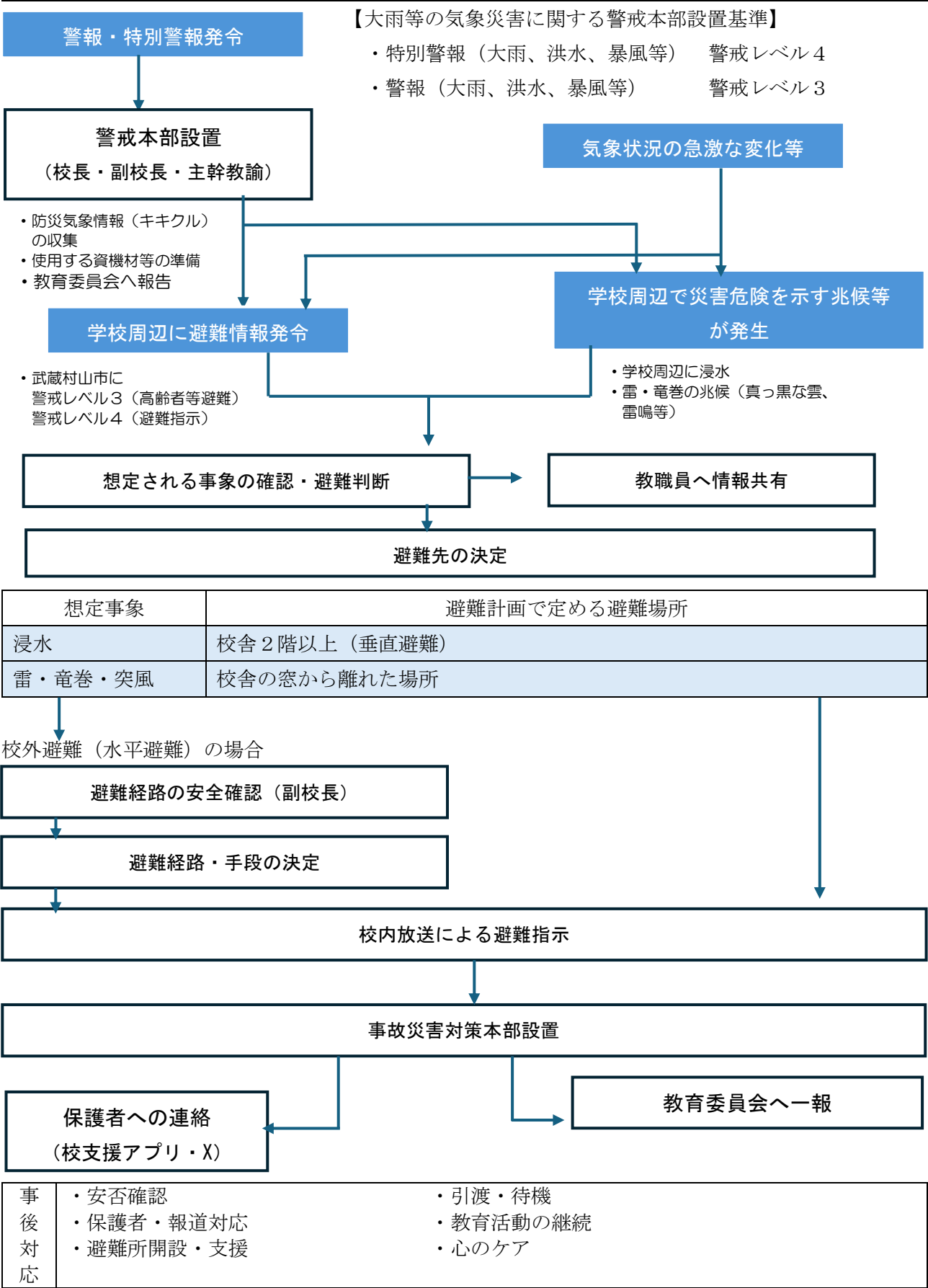
- ・搬送病院を確認
- ・搬送病院に急行（携帯電話携行）
- ・負傷者等の容態把握
- ・搬送された生徒の健康カードの確認
（輸血制限、アレルギー、投薬制限、既往症等）
- ・警察への対応（可能な範囲で警察からの情報収集）
- ・学校への状況報告

現場からの情報を基に、以降の対応を判断

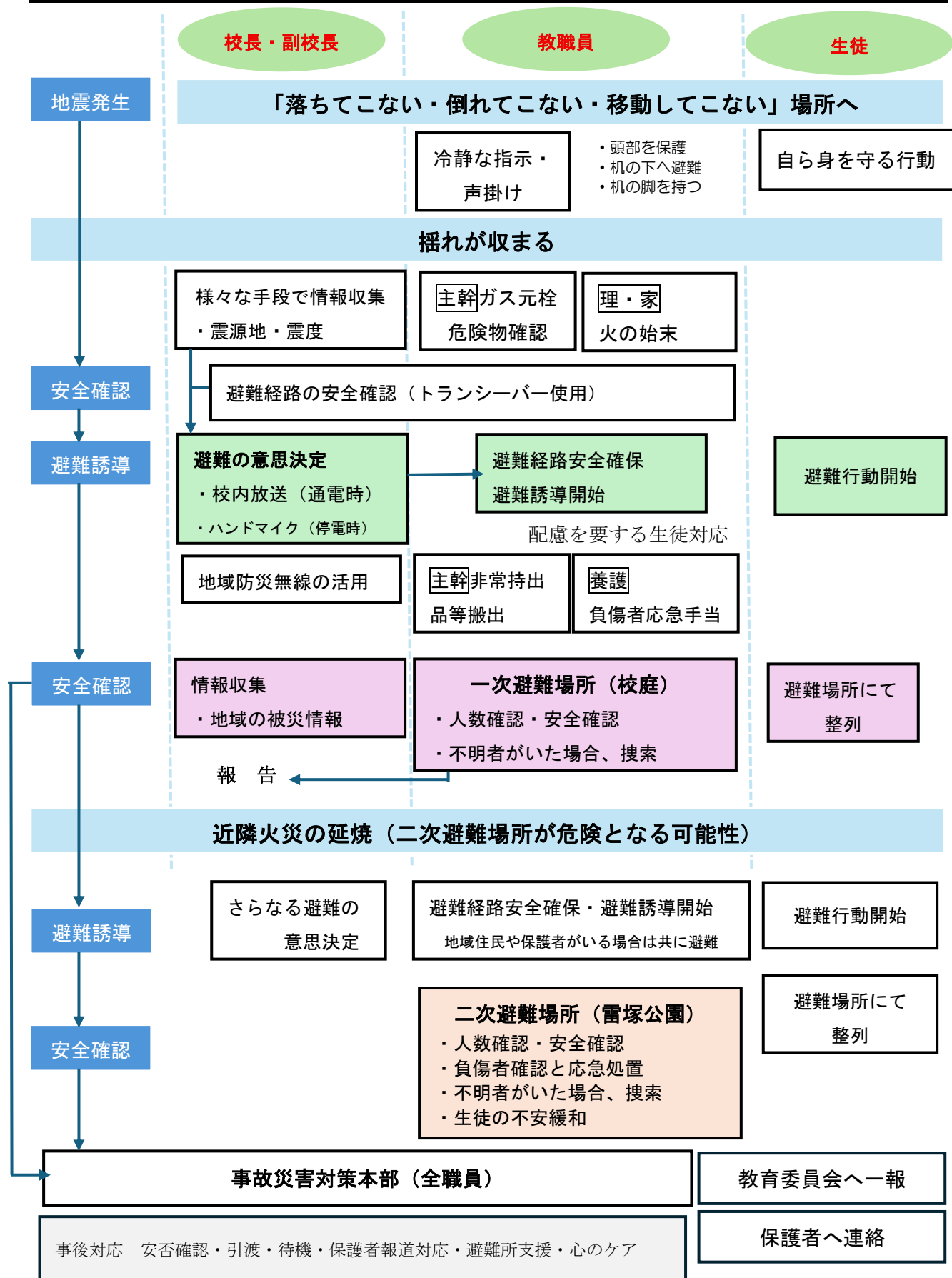
★複数生徒の被災など、重大・深刻な事故の場合は、事故災害対策本部を設置、組織的な対策を取る。

- | | |
|------|---|
| 事後対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒への説明（状況に応じ集団下校・保護者引渡） ・保護者への説明、マスコミ対応 ・入院、欠席中の学習支援等 ・心のケア |
|------|---|

5	突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中）
---	--------------------------



6 地震発生直後の対応フロー（授業中）



■ 生徒の帰宅方法について

1 通学路・通学経路の安全確認

4月の安全指導の際に通学路の安全性について点検を行わせる。特に、ブロック塀や落下の恐れのある看板等、通学路上の危険箇所を改めて洗い出させ、把握する。

また、登校中に被災した場合の身の安全確保の方法及び連絡手段について家庭内で十分に話し合うよう、保護者に理解を求める。

2 保護者との連絡・引渡し

災害時または帰宅困難者発生時における校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。在校中に被災し、保護者と連絡が取れない場合は、連絡が取れるまで学校で保護する。

保護者会や安全指導時に、災害用伝言ダイヤルの活用や校支援アプリ、X等を活用し、生徒の安否確認手段を複数確保するとともに、その利用方法をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

引渡しは原則として担任が行うが、緊急時には担任以外の教職員が引渡しを行う場合がある。

引渡しは引渡カードにより確認して行い、登録されていない場合には、確認が取れるまで引き渡さない。また、小学校と連携して引渡しを行う場合は、地域防災無線等により第三小学校・雷塚小学校と連絡を取り引渡しを行う。

3 生徒の保護体制

地震等の災害時に帰宅困難者対策として一斉帰宅が抑制された場合、保護者を含む就業者等は、原則として3日間程度、企業に留め置かれることになる。

このため、本校周辺の震度が小さい場合であっても、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、生徒を確実に保護者へ引き渡すまで、災害発生後3日間程度、学校において保護することを原則とする。また、生徒の安全確保のため、避難住民や帰宅困難者等とはスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。生徒の保護は、校長の指示に従い教職員がその任に当たる。

4 登下校時の対応

登下校中に発災し、地震が収まった場合、生徒は近隣の小学校や一時滞在施設または避難所に避難し、学校や事業所等の保護を受けるように指導する。

担任は登校していない生徒や、下校途中で学校に戻ってこない生徒の確認に努めるとともに、安否情報等の情報収集に当たる。

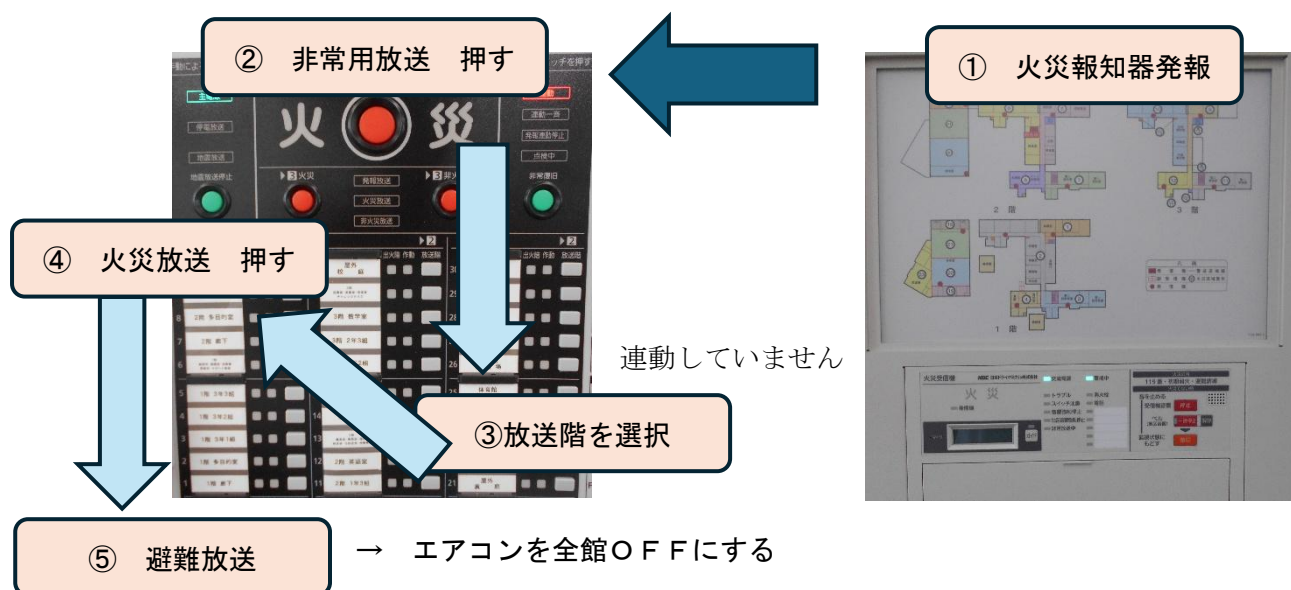
5 二次避難所への避難時に持ち出す非常持出品について

☐ 公印・通帳	☐ 校務PC	☐ 耐火金庫の鍵
☐ 出席簿	☐ 重要書類等	☐ 引渡しカード
☐ 生徒連絡カード・教職員名簿	☐ メガホン	☐ 乾電池
☐ 学校沿革史	☐ 防災行政無線移動系端末	☐ 校内地図・学校図面
☐ 指導要録	☐ 卒業証書授与台帳	☐ 職員人事関係書類
☐ ヘルメット・軍手	☐ AED	☐ 応急手当薬品類

7 火災発生時の対応

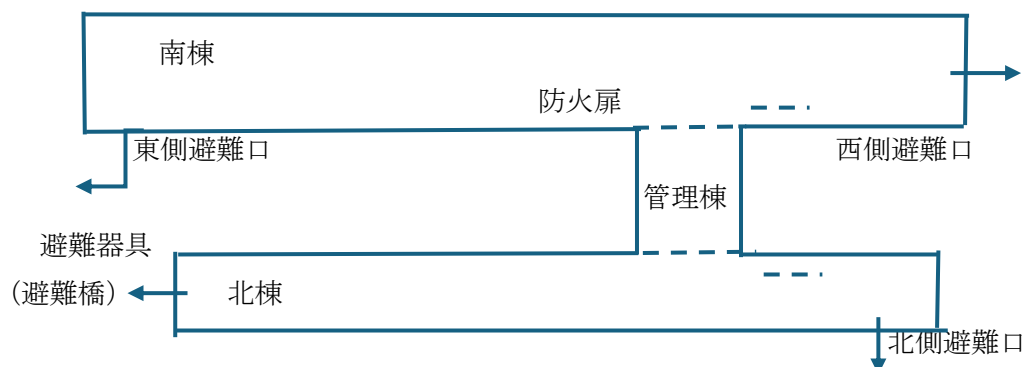
火災発生

避難連絡・誘導（副校長）



各階の避難経路

校庭に避難



本部

総指揮（校長）
総務（副校長）
通報連絡（副校長）
安全担当（生活指導部）

避難誘導

・授業者
・各学年主任
・チャレンジ主任
消防車の誘導も行う

救護

養護教諭
サポートクラス

救助

残留生徒の救出
各学年生活指導部

非常持出班

副校長
都事務支援員
教務部
※必要最低限持出

☐ 公印・通帳 (副校長・都事務支援)	☐ 学校沿革史 (副校長)	☐ 職員人事関係 (副校長)	☐ 教職員名簿 (副校長)
☐ 指導要録 (教務)	☐ 卒業証書授与台帳 (教務)	☐ 生徒連絡カード (生活)	☐ 校務PC (教務) 連絡用
☐ 出席簿 (授業者)	☐ 行政防災無線 移動端末 (事務)	☐ メガホン (生活)	☐ 耐火金庫かぎ (事務)

初期消火（初期消火班）

消防隊が到着するまでの初期消火にあたる。

北棟	管理棟	南棟
音楽室・音楽準備室・チャレンジ 理科室・理科準備室・会議室 技術室・技術準備室・作業室	美術室・校内教育支援センター 職員室・校長室・事務室 和室・調理室・被服室	各教室・図書室 放送室・視聴覚室・保健室 相談室・サポートクラス
チャレンジクラス担当 2 名	3 年・2 年副担任	1 年副担任 2 名

(1) 比較的出火が軽微だった場合



消火器での消火

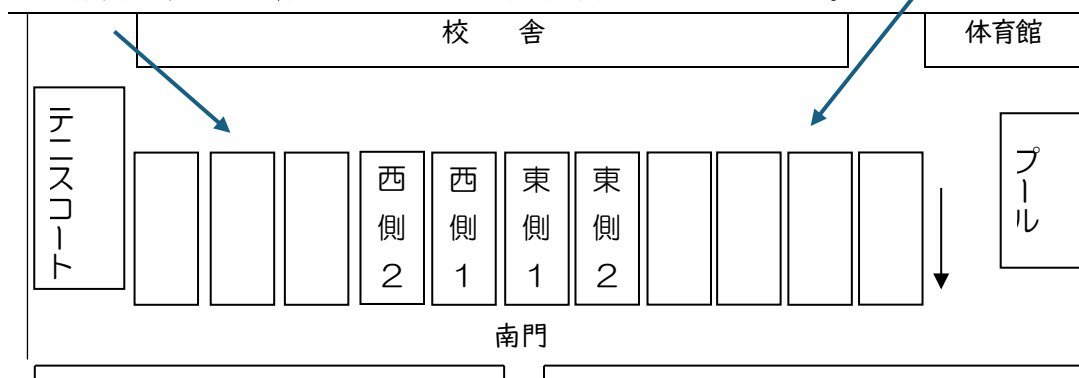
(2) 火の手が大きくなった場合



消火栓扉を開ける→①ホースを半分ずつ出して伸ばす
②もう 1 人が火に向かって消火

避難要領

南門を中心に到着したクラスから外側に向かって並んでいく。



※避難時は南門の鍵を開ける（消防車誘導）

1 点呼の流れ

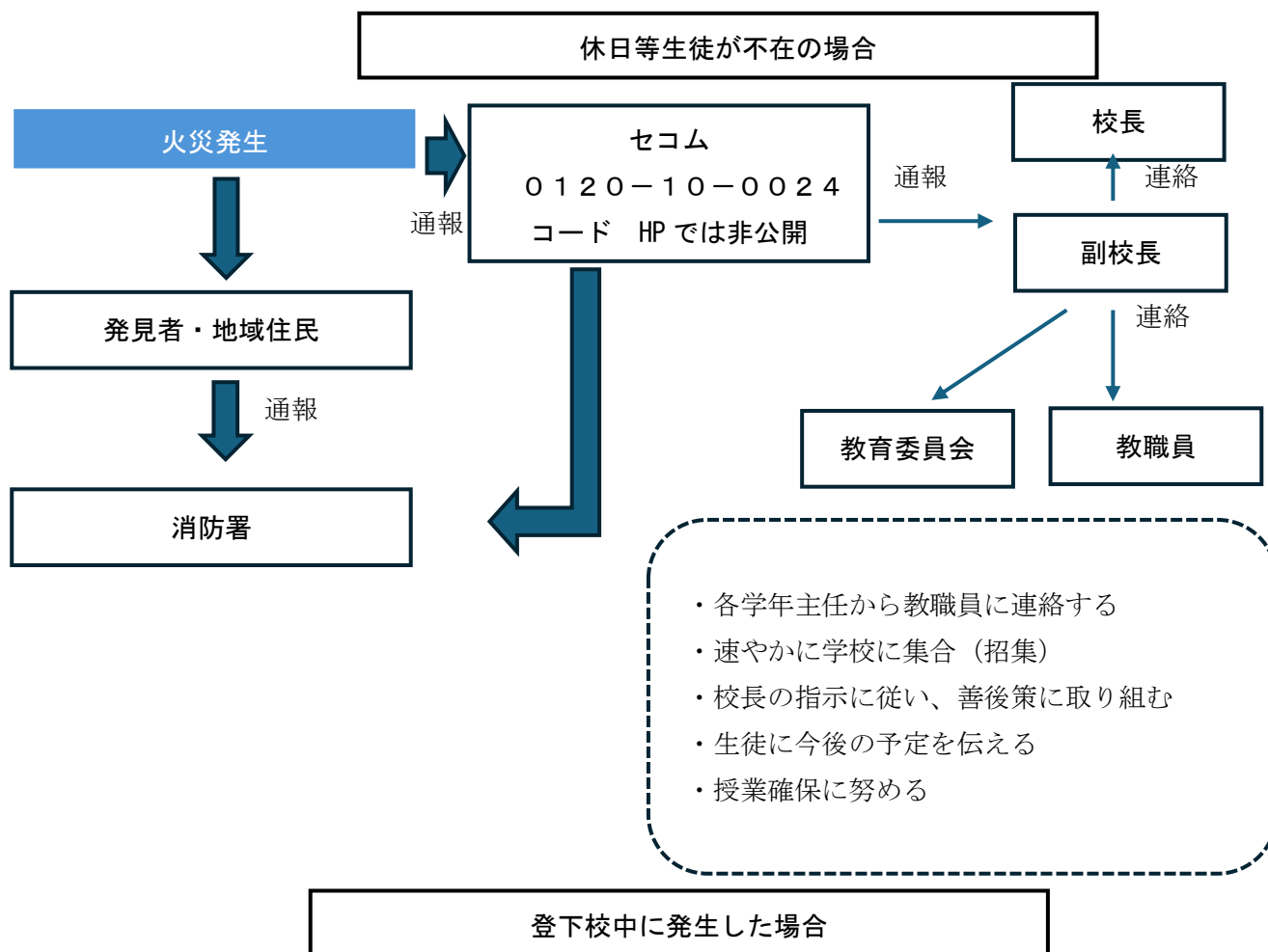
①担任（または授業担当者） → ②副校長 → ③校長

点呼の方法

「〇年〇組 欠席、早退数 〇名<欠席者氏名> 現在 〇名 負傷者 〇名 です。
異常なし or あり＝〇〇いません。」

2 確認事項

- (1) 警戒区域に生徒が取り残されていないか確認する。
- (2) 初期消火部隊が警戒区域に残留しているかどうか確認する。



教職員の行動	生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急放送を入れる ・消防署に通報する ・職員で校舎内にいる生徒の誘導を行う （各階：学年主任 体育館：部活動顧問） ・職員で初期消火の対応を行う ・登校中の生徒を校庭に誘導する ・職員で避難場所の生徒の掌握を行う（担任） ・職員で消防車の通路確保・安全誘導を行う ・電話への対応 ・避難場所にいない生徒の把握に努める ・教育委員会への連絡と指示を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校後の生徒は校内放送の指示に従う ・登校途中の生徒は、避難場所に行く ・下校途中の生徒は、直ちに帰宅し、家で待機する。

8	安否確認
---	------

1 安否確認の基準

校長は、下記の基準に該当する場合やその他必要と判断した場合に、教職員に指示して、生徒の安否を確認する。

	安否確認実施基準（目安）
在校中・ 校外学習中	●事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動をとった場合
登下校中	●震度5弱以上の地震が発生した場合 ●大雨等に関し、レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合 ●武蔵村山市内または周辺地区で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 ●通学路上で、内水・河川の氾濫、土砂崩れ、その他災害による被害が発生した場合 ●学区内で不審者等の情報が入った場合 ●行方不明となった場合
夜間・休日 ※学校管理 外	●震度5弱以上の地震が発生した場合 ●学区内で気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ●その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合

2 安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。

校長は、下表の役割分担により安否確認を担当とする教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、ただちに代理の者を指名する。

		役割分担	方法
在 校 中	授業中	各授業の担当教職員	名簿を用いる
	休み時間・放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外学習中		引率教職員	名簿及び保護者記載の緊急連絡先カードを用いる
登下校中		学級担任	保護者連絡先への連絡
		学級担任以外	地域を分担し通学路をたどる
夜間・休日等 学校管理外		学級担任	保護者連絡先への連絡または校支援アプリによる連絡

3 電話・メール・アプリが利用不能な場合の代替手段

災害等の影響により、保護者連絡先への電話・メール・アプリによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否の連絡を取る。その際には、災害等により停電や通信の輻輳・途絶などが生じている状況を踏まえ、できるだけ多様な手段を用いるように努める。

- 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言版（web 171）
- SNS（X）
- 家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）
- 避難所への巡回
- 下記の方法による保護者への「学校への連絡」の呼びかけ
 - ・学校HPへの掲載
 - ・学校入口（校門）への掲示
 - ・避難所への掲示
 - ・PTA役員・民生委員等への伝言以来
 - ・市からの防災無線発信

安否確認のために教職員が通学路、各家庭、避難場所等へ赴く際には以下の対応をとることにより、二次災害の防止に努める。

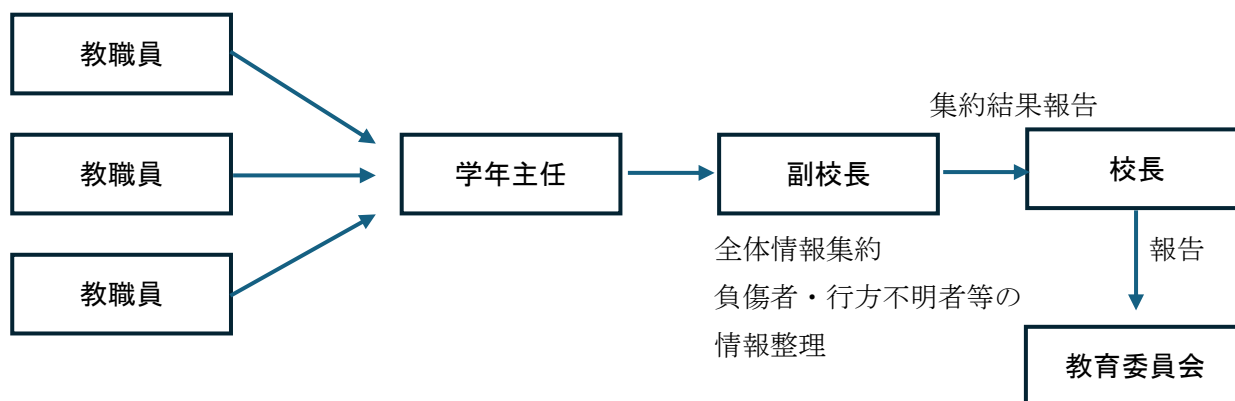
- ・校区内の被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- ・原則として2人一組で行動し、単独行動は避ける。
- ・携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えないようにさせる。

4 安否確認時に収集する情報

安否確認の内容は、以下のとおりとする。

	安否確認の内容
在校中・校外学習中	負傷の有無
登下校中	負傷の有無 自宅・家族の被災状況
夜間・休日等の学校管理外	「生徒安否確認様式」に記載の事項

5 安否確認で収集した情報の整理



9 引渡し・待機

1 引渡し・待機の判断

事故・災害等が在校時に発生した場合（登下校中に発生し、登下校途中に発生し、登下校途中の生徒が本校へ避難してきた場合を含む）には、以下のとおり対処するものとする。

(1) 事故・災害等に関する情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、以下に示す多様な手段をできる限り活用して、事故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

- テレビ・ラジオ
- 防災行政無線
- 気象庁ウェブサイト <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
 - ・ 防災情報
 - ・ キキクル（危険度分布）
- 行政防災無線移動端末
- 地域自主防災組織からの情報
- 消防署・警察署からの情報
- 教職員による通学路の巡回

(2) 引渡し・待機の判断

校長は、上記により得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準を基に、生徒の引渡し・待機について判断する。

なお、情報が十分に得られない、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、生徒の安全を最優先とした判断を下すものとする。

対応	判断基準
保護者への引渡し <small>※ただし、保護者同伴であっても経路上の安全確保が確実にできるとはみなせない場合は除く。</small>	★情報収集後、学区内の全体にわたる大規模な被害の発生なしと判断された場合 <ul style="list-style-type: none"> ●震度 5 弱以上の地震 ●暴風警報・特別警報の発表なし ●大雨等に関する警戒レベルのうち、レベル 4 以上の発令なし ●不審者の身柄拘束済み
留め置き（宿泊） <small>※保護者が引渡しを求めた場合、状況に応じて引き渡す。</small>	★地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ○暴風警報、特別警報の発令 ○校外学習中の出先（海沿い）で、津波警報・大津波警報の発令 ○大雨等に関する警戒レベルのうち、レベル 5 以上の発令 ○雷ナウキャストで活動度 4 の発表 ○竜巻注意情報の発表 ○校区内で凶器を持った不審者・犯罪者が活動中（身柄拘束未了）

(3) 保護者への引渡しの場合

校長は、保護者等への引渡し実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 校長・副校長 生活指導主任 〃 安全担当 教務主任	○引渡し場所の決定 → 学級担任に準備を指示 （各教室、体育館・校庭など状況に応じて判断） ○校支援アプリ・ホームページ・Xを用いた保護者への連絡 ・学校及び生徒の現状（安否情報） ・引渡しを実施する旨・引渡し場所・引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に来校しない） ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
学級担任等	○引渡し準備（引渡カード、引渡用名簿の準備） ○生徒を引渡し場所へ移動させる。 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 ・引渡カードの照合、保護者等の確認（記載者以外には引渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録 ○残っている生徒の保護
その他の教職員	○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○（必要に応じて）保護者の誘導

(4) 待機の場合

校長は、保護者への引渡しを実施せず、待機すると判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 校長・副校長 生活指導主任 〃 安全担当 教務主任	○担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施 ○待機場所を決定 ※地域の避難所として利用する場合は原則として利用しない。 ○校支援アプリ・Xを用いた保護者への連絡 ○事故・際位に関する情報の継続的収集 ○教育委員会への報告 ・引渡済み生徒・待機生徒・教職員人数 ・負傷者、その他手当・配慮が必要な人数、待機場所 ・必要に応じて、食料・飲料・物資等の支援要請 ○その他教職員に指示して、以下の対応を実施 ・非常食・飲料の配布（家庭科準備室） ・毛布、その他必要な物資の配布（災害用備蓄倉庫※地域避難民優先） ・不安を訴える生徒への対応（養護教諭・SC）
学級担任等	○学級別に生徒の保護
その他の教職員	○災害対策本部の指示に従い、必要な対応

(5) 校外学習中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害等が発生した場合、引率責任者と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び生徒の引渡し方法（学校に戻っての引渡し、または現地での引渡しを判断する。通信手段の途絶等により、学校、校長及び校外学習中の教職員との連絡が取れない場合は、現地で判断する。）

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">災害対策本部</div> <p>※学校 (校長)・副校長 生活指導主任 〃 安全担当 教務主任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○（現地引渡しの場合）現地引渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、引渡し場所の決定 ○校支援アプリ及びXを用いた保護者への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡カード持参 ・保護者の安全最優先（無理に引渡し場所に来ない） ○未然防止対策における実施内容の確認 ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
<p>校長（副校長） 引率責任者 引率教員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○（現地引渡しの場合）事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への連絡 ○引渡し準備（校外学習用引渡し名簿等（緊急時カード）の準備） ○生徒の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の確認 ・今後の連絡先、避難先の確認 ・引渡しの記録 ○災害対策本部へ引渡し状況の報告 ○残っている生徒の保護

10	保護者等・報道機関への対応
----	---------------

◆ 被災生徒の保護者への対応

発生時の連絡	校長は、事故・災害が発生し生徒が被災した場合、自らまたは他の教職員に指示して、当該生徒の保護者に以下のとおり、 速やかに 連絡を入れる。	
	○ 第一報 事故・災害時の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況等を整理した上で連絡する。	
	○ 第二報 事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度整理できた段階で連絡する。	
担当窓口の指名	事故・災害等の状況	窓口担当者
	*死亡事故 *治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病 *その他、複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等	副校長
	その他の事故・災害等	学年主任
	【例外】窓口担当者が直接事故に関係している、保護者から別の希望がある場合は、他の教職員を窓口担当者に指名する。	
	★対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に支援を要請する。	
対応上の留意点	○被災生徒の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心掛ける。	
	○事実に関する情報をできるだけ迅速に、かつ正確に伝える。	
	○被災生徒の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、SC、SSW、その他専門機関等の紹介・情報提供等を行い、相談・支援が受けられるようにする。	
	○事故・災害発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。	
	応急対応 終了後	・ 応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知りえた事実を正確に伝える。 ・ 基本調査の実施予定について伝える。
	基本調査 段階	・ 基本調査の経過及び結果について、説明する。 ・ 基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。 ・ 今後の調査（詳細調査への意向等）について説明し、保護者の意向を確認する。
	詳細調査 段階	・ 詳細調査の実施主体（教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に必要な応じて協力する。
	○在校生徒への説明、他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合には、教育委員会と確認の上、実施について当該保護者への了解を得るとともに、発表内容を確認する。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯などプライバシーに関わる情報については、公表の可否を必ず確認する。	
	○被災生徒の兄弟姉妹が在籍している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在籍している場合は、当該校と連携してサポートを行う。	

◆ 生徒・他の保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校生及び保護者に対して、その概要等を説明する機会を設け、憶測に基づいた誤った情報や不安等の拡大防止に努める。

なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災生徒の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

実施基準	<ul style="list-style-type: none">・死亡事故・治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病・複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害・その他、報道・インターネット等を通じて、生徒・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害		
対生徒	<ul style="list-style-type: none">・緊急集会の開催、または学年・学級ごとに説明を行い、事故・災害等の概要等を説明する。・その際、心のケアに配慮し、必要に応じて S C、S S W の支援・助言を受ける。		
対保護者	まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会を開催する。		
	<table><tr><th>保護者宛文書の記載内容</th></tr><tr><td><ul style="list-style-type: none">○事故・災害等の概要（判明した事実の概要）○休校措置・再開の目途など○保護者説明会の開催予定○心のケア等に関する取組○その他、必要と考えられる事項</td></tr></table>	保護者宛文書の記載内容	<ul style="list-style-type: none">○事故・災害等の概要（判明した事実の概要）○休校措置・再開の目途など○保護者説明会の開催予定○心のケア等に関する取組○その他、必要と考えられる事項
	保護者宛文書の記載内容		
	<ul style="list-style-type: none">○事故・災害等の概要（判明した事実の概要）○休校措置・再開の目途など○保護者説明会の開催予定○心のケア等に関する取組○その他、必要と考えられる事項		
	<table><tr><th>緊急保護者会における説明内容</th></tr><tr><td><ul style="list-style-type: none">○事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度）○被害者への対応（その他の経過、保護者との連携状況）○今後の対応（心のケア、安全対策、急行措置、関係機関との連携）○保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供）</td></tr></table>	緊急保護者会における説明内容	<ul style="list-style-type: none">○事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度）○被害者への対応（その他の経過、保護者との連携状況）○今後の対応（心のケア、安全対策、急行措置、関係機関との連携）○保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供）
緊急保護者会における説明内容			
<ul style="list-style-type: none">○事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度）○被害者への対応（その他の経過、保護者との連携状況）○今後の対応（心のケア、安全対策、急行措置、関係機関との連携）○保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供）			
なお、緊急保護者会を開催する場合には、P T A と協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。			

◆ 報道機関への対応

対応窓口	<p>校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、教育委員会に連絡し、いずれが対応窓口となるか協議する。協議の結果、学校が対応することになった場合には、副校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。</p> <p>学校単独での対応が困難な場合には、教育委員会の支援を要請する。</p>
報道機関への対応上の留意点	<p>○正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。 ・事前に被災生徒の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。 ・教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。 <p>○誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。</p> <p>○公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。</p> <p>○報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じる恐れのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。</p> <p>（取材に関する必要事項（例））</p> <ul style="list-style-type: none"> * 校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間 * 生徒、教職員への取材（撮影、録音）の可否 * 報道資料の提供（記者会見）の予定 など <p>○取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名・担当者氏名・連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。</p> <p>○明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。 ・把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を明確に伝える。 ・決まっていないこと、答えられない事は、その旨を理由とともに説明し、回答できる時期の見込みを示す。 ・説明に誤りがあったことが判明した場合には、直ちに取材者に訂正を申し出る。 <p>○記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。</p>

11 生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアル（不審者対応）

第1次対応（不審者発見時の対応）

警察 110

不審者←防犯カメラによる監視

消防 119

武蔵村山市立第三中学校の〇〇です。刃物を持った男1人が教室に乱入し、生徒数名が負傷しました。緊急出動願います。住所は武蔵村山市神明 4-117-1 電話番号は 564-3001 です。

発見者

- 大きな声を出し近くの職員の応援依頼、校長、副校長へ連絡又は連絡を依頼
- 生徒の安全確保(避難・誘導・応急処置)
- 状況で非常通報装置（学校 110 番）を押す
- 不審者への対応(複数人)

近くの職員



応援

- ※校長、副校長への連絡と負傷者がある場合、養護教諭への連絡
- 大きな声を出し、防犯ブザーを鳴らす
- 生徒の安全確保(避難・誘導・応急処置)
- 不審者への対応(複数人)

負傷者

応急処置

養護教諭
※医療機関へ連絡・付き添い

非常放送：HP では非公開

職員室・事務室

避難場所
体育館
校庭
その他校長が指示する場所

- 侵入場所へ駆けつける(複数の職員で)
- 非常通報装置を押す(学校 110 番)
- 非常放送(生徒の避難・誘導指示)
- 現場の情報収集を行う
- ※養護教諭への連絡 ※医療機関への連絡
- ※警察への対応 ※教育委員会への連絡

校長・副校長
在職員室教員
事務職員

連絡 指示

非常放送による指示

各教室の対応(生徒の安全確保)

- 非常放送(あいことば)に従い、
- 生徒の避難・誘導(学級担当教諭)
- ※安全な避難経路の確認

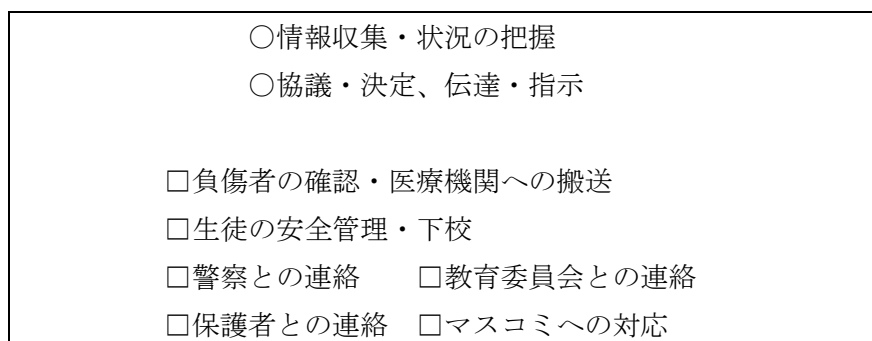
教育委員会
・対応指示
・応援

※警察への通報

非常通報装置(学校 110 番)を運用する。(校長室入口左手・事務室にある。)

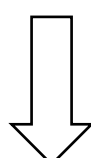
第2次対応（事件直後の対応）

《対策会議(校長指揮)の設置》



《応急措置》

- 応急措置（発見者等）
- 医療機関への搬送、連絡調整
- 負傷者の人数・氏名・程度等の把握（養護教諭）
- 負傷した生徒の保護者への連絡・対応（副校長、学年、学級担任）



《生徒管理》

- 生徒の安全管理
- 避難・誘導
- 下校・引き渡しの指揮（生活指導主任）
- 医療機関との連絡（養護教諭）
- PTAとの連絡（副校長）
- 保護者への連絡（校支援アプリ）



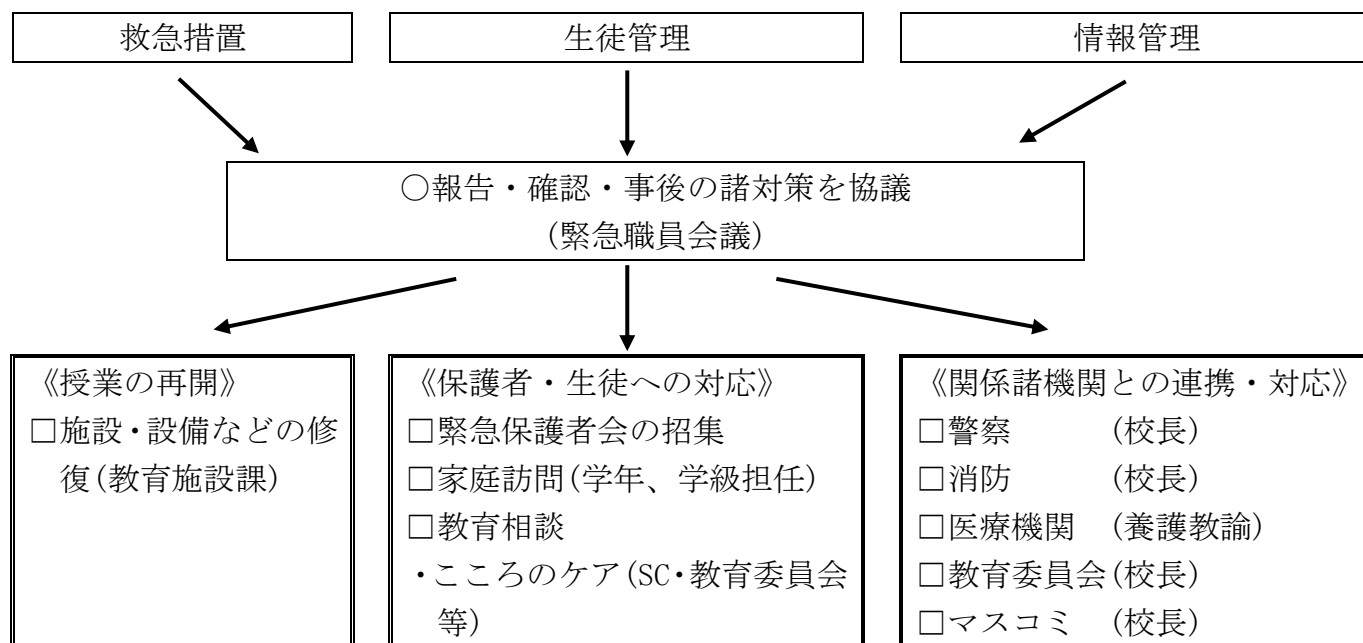
《情報管理》

- 情報収集・状況の把握・伝達・記録（教務主任）
- 警察・教育委員会・マスコミへの対応（校長）
- 保護者への対応（副校長）

※上記役割について、校長が不在の場合の代理者は必ず指定しておく。

また、副校長以下の教職員の役割についても別途校長の指示により、あらかじめ指定しておくものとする。

第3次対応（事件後の対応・措置）



4 生徒の避難誘導

1 教職員の避難誘導	
副校長(又は主幹教諭)	非常放送(避難場所の指示)
各学年、学級担任	生徒の誘導、安全確保
副担任	校内残留生徒の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授業中	学級担任又は授業担任は、非常放送があった場合、事件発生場所(危険場所)を避けた避難経路を確認し、直ちに生徒を安全な場所へ避難・誘導する。
休み時間	原則として、学級担任又は次の授業を受けもつ授業担任は、非常放送により事件発生場所を避けた避難経路を確認し、生徒の避難・誘導にあたる。

5 職員等の主な役割

※発見者…大きな声を出し、近くの職員に応援を求め、複数人で対応。生徒の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

(各学校における担当者と主な役割の例)

担当		主な役割
校長		対応方針の決定、校内の総括・指揮、教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等
副校長		非常放送、関係機関、保護者への対応、校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等
主幹教諭		副校長を補佐
各担任	教務	情報収集、状況の把握・記録伝達
	生活指導	校長の指示の下、各役割に従事する教諭への助言、他の生徒への状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画等、下校、引渡しの指揮
	学年	担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示
養護教諭		応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡付添等
学級担任		生徒の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、学級の生徒の不安や動揺の解消等
一般教諭		担任不在の学級への援助、生徒の安全確保
都・市事務、用務員		副校長の指示の下、必要な対応をとる

6 その他の対応〈緊急時の連絡体制〉

《不審者対応における緊急時の整備》

- 校長は、随時状況を教育委員会事務局に報告するとともに、その指示に従う。
- 校長は、状況を勘案し、休校等の措置について教育委員会に具申する。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、生徒の早期下校や休校等について、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教員は誠心誠意をもって対応を図る。

12 個人情報及び関連機器等への対応

1 個人情報（個人情報の漏えい・紛失）

(1) 未然防止

- 個人情報保護の重要性及び個人情報保護に係る責任の重さについて、教職員の理解を深め、意識を高めるようにする。
- 公文書及び紙媒体の個人情報は、施錠された保管庫に保存・管理する。また、日常的に点検をする。
- 校長は教職員に対し、インターネット専用回線に接続したパーソナルコンピュータを私的利用したり、SNS への書き込み等は禁止されていることを徹底し指導する。
- 保存期間が過ぎた個人情報記載文書等については、廃棄処分の方法について定め、確実に実行し、管理を徹底する。
- 休業日等の部活動時に職員室が無人になる場合は、施錠を徹底し、外部からの侵入を防止する。
- 個人情報を持ち出す場合は持ち出し簿に記載し、管理職の許可を得る。また、欠席者等の定期考査等の受け渡しをする際は赤いファイルを活用し、必ず教員間で手渡しで管理を行う。

【ケース 1】名簿等

- ・ 出席簿は職員室で管理を行う。持ち出す際は担任または教科担任の責任とする。
- ・ 生徒名簿は、各自の管理・責任とし、他の人の目に触れないようにする。職員室外に持ち出す際は、当該教員の責任とし、屋外では風の影響を受けないように注意する。
- ・ 各年度の生活指導用の写真は管理職、生活指導主任の管理とし、所定の位置に保管する。
- ・ 各年度のアルバム等は校長室に保管する。

【ケース 2】成績・通知表等

- ・ 成績関係書類（成績一覧表等）・通知表は校長室に保管する。
- ・ 成績データ等は SharePoint または校支援上で管理し、持ち出す場合は管理職の許可を得て、個人を特定できる情報と成績データを分割したうえで、パスワードがかかる媒体で行う。

(2) 事故発生時の流れ

流 れ	対 応
状況把握	1 個人情報（デジタル媒体・紙媒体）を紛失した教員は、直ちに管理職に報告する。 2 校長は教職員に対し、学校内を複数名で手分けして探すように指示する。また、紛失した教職員の自宅及び通勤経路も探す。 3 検索結果を校長に報告するとともに、デジタル媒体の紛失時は何のデータが入っていたのかについて詳細に報告する。
教育委員会へ第一報	4 校長は、速やかに教育委員会に報告するとともに、警察に遺失届を提出する。

生徒、保護者等への対応	5 臨時保護者会を開催し、経緯、状況、今後の対応について説明し、必要に応じて謝罪をする。
	6 生徒に対しても、事実を説明し、心のケアに努める。

(3) 事後の措置

- 個人情報保護に関する校内のルール等を再度確認し、全教職員に徹底する。
- 情報流失の対象になった生徒の心のケアに努める。

2 情報システム（ウイルスによる影響）

(1) 未然防止

- 脆弱性を解消するために、基本ソフト等を最新版に更新させる。
- 不明な送信者から届いた電子メールの添付ファイルは安易に開かない。また、信頼できないWEBサイトの閲覧やファイルのダウンロードはしない。
- 業務に関係ないサイトの閲覧を行わないようにする。
- インターネット利用の危険性を職員一人一人が正しく理解し、常に意識する。

(2) 状況把握とその対応

流 れ	対 応
状況把握	1 ウイルス感染が発覚した場合、直ちに管理職に報告する。 2 L2・L3の電源を落とし、校内LANの使用を停止する。 3 パソコンの保守業者に連絡し、状況を確認してもらう。
教育委員会へ 第一報	4 校長は、文書による事故報告の前に、電話で自己の概要の第一報を教育委員会に報告する。
感染範囲及び 感染源の確認	5 保守業者とともに、ウイルスの特定、ウイルス感染に係る経緯について情報収集を行う。また、感染範囲及び感染源の確認を行う。
対応	6 全教職員の現在の状況と対応策の周知を図る。 7 保守業者にウイルスの駆除及び復旧作業を依頼する。
使用再開	8 パソコンの安全が確認されたら、校長に報告し、全教職員に報告し、校内LANの使用を再開する。

(3) 事後の措置

- 校内のルール等を再度確認し、全教職員に徹底する。
- セキュリティ面について、周知徹底を図る。
- 何らかの不具合等を完治した場合は、速やかにインターネット端末の使用を中止する。

13 学校保健に関する事故発生時の対応

1 熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

管理職は、生徒の熱中症を予防するため、環境省が予想する地点別の日最高暑さ指数（WBGT）や警戒アラート等を朝の打ち合わせ時に報告し、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃		
31	27	35	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲	▲	▲	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。

2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

(公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防ガイドブック」より)

(2) 熱中症防止の留意点

管理職は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	<p>○直射日光・風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。</p> <p>○急激な暑さ：梅雨明けなど急に熱くなった時には注意する。</p>
主体別の留意点	<p>○体力・体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。</p> <p>○健康状態・体調・疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。</p> <p>○暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。</p> <p>○衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性の良い素材とし、直射日光は防止で防ぐ。</p>
運動中の留意点	<p>○運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため、気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが熱中症の原因になることに注意する。</p> <p>○水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。</p> <p>○休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。</p>

(3) 生徒に対する熱中症防止に関する指導

- ① 暑い日には、帽子を着用する、日傘の使用、ネッククーラーの使用、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど熱中症予防のための対応をとること。
- ② 朝学活時に健康観察を行い、気分が悪い、頭が痛いなど体調に異変を感じた際は躊躇なく申し出ること。

(4) 熱中症の病型と応急処置

病型	症状と救急処置
熱失神	炎天下にじっと立っていたり、立ち上がったとき、運動後などに起こる。皮膚欠陥の拡張と下肢への血液貯蔵のために血圧が低下、脳血流が減少しておこるもので、めまいや失神（一過性の意識消失）などの症状がみられる。→足を高くして寝かせると通常はすぐに回復する。
熱けいれん	大量の汗をかき、水だけ（あるいは塩分の少ない水）を補給して血液中の塩分濃度が低下した時に起こるもので、痛みを伴う筋けいれん（こむら返りのような状態）がみられる。下肢の筋だけでなく上肢や腹筋などにも起こる。→生理食塩水（0.9%食塩水）など濃いめの食塩水の補給や点滴などにより通常は回復する。
熱疲労	発汗による脱水と皮膚血管の拡張による循環不全の状態であり、脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気などの症状がみられる。

	→スポーツドリンクなどで水分と塩分を補給することにより通常は回復する。嘔吐などにより水が飲めない場合には、点滴などの医療処置が必要である。
熱射病	<p>過度に体温が上昇（40℃以上）して脳機能に異常をきたした状態である。体温調節も働かなくなる。種々の程度の意識障害がみられ、応答が鈍い、言動がおかしいといった状態から進行すると昏睡状態になる。高体温が持続すると脳だけでなく、肝臓、腎臓、肺、心臓などの多臓器障害を併発し、死亡率が高くなる。</p> <p>→死の危険がある緊急状態であり、救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっている。救急車を要請し、速やかに冷却処置を開始する。</p>

●熱射病が疑われる場合の身体冷却法

○現場での身体冷却法としては、水道につないだホースで全体に水をかけ続ける水道水散布法を行う。（バスタブが準備できる場所では、氷水浴を行わせる）
○水道水散布が困難な場合は、エアコンの効いた保健室に収容し、氷水の洗面器やバケツで濡らしたタオルをたくさん用意し、全身にのせて、次々に取り換える必要がある。扇風機を併用したり氷やアイスパック、氷嚢を頸、腋の下、脚の付け根など太い血管に当てて追加的に冷やしたりすることも効果的である。
○熱射病が疑われる場合には、身体冷却を躊躇すべきではなく、その場合には「寒い」というまで冷却する。運動時の熱射病の救命は、いかに速く（30分以内）体温を40℃以下に下げることができるかにかかっている。現場で可能な方法を組み合わせて冷却を開始し、救急隊の到着を待つことが重要である。

分類	程度	症状	重症度
I 度	現場での応急処置で対応できる軽症	<ul style="list-style-type: none"> ●めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。 ●筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウムなど）の欠乏により生じる。これを“熱けいれん”と呼ぶこともある。 ●大量の発汗 	
II 度	病院への搬送を必要とする中等症	<ul style="list-style-type: none"> ●頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”と言われている状態である。 	
III 度	入院して集中治療の必要性のある重症	<ul style="list-style-type: none"> ●意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある、真っすぐ走れない、歩けないなど。 ●高体温 体に触ると熱いという感触である。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われているものがこれに相当する。 	

2 食物アレルギー・アナフィラキシーショックの未然防止

(1) 食物アレルギー対応委員会

学校給食における食物アレルギー対応の基本的方針を決定し、校内・校外学習時の生徒の食物アレルギーに関する情報を集約するとともに、様々な対応を協議・決定して危機管理体制を構築する。

(2) 委員構成

委員長 校長

委員 副校長、学年主任、給食主任、当該生徒の学級担任、養護教諭、給食センター

(3) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、武蔵村山市教育委員会等の方針の趣旨を理解し、教職員に指導する。 ・食物アレルギー等対応委員会を設置する。 ・個別面談を実施する。 ・関係教職員と協議し、対応を決定する。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。 ・緊急措置方法等について共通理解を図る。 ・学級担任が不在の時サポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する生徒について把握し、対応できるようにする。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する生徒の実態把握や取組プラン、アレルギー除去食、緊急措置方法等について把握する。 ・個別面談を定められた者と一緒に行う。 ・給食時間は、決められた確認事項（アレルギー該当生徒の順番、除去食対応）を確実にいき、誤食を予防する。 ・食物アレルギーを有する生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を把握する。 ・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 ・他の生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭 給食主任	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する生徒の実態把握や個別取組プラン、緊急措置方法（応急措置、連絡時の確認等）を立案する。 ・個別面談を定められた者と一緒に行う。 ・食物アレルギーを有する実態を把握し、アレルギー研修を行い、全教職員間で連携を図る。 ・主治医・学校医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。

(4) アナフィラキシー緊急補助治療注射薬（エピペン®）保管場所

職員室 養護教諭机上

14	問題行動等における危機
1 犯罪等（万引き）	

(1) 未然防止

○ 保護者と学校の連絡を密にし、生徒の変化や問題行動についてタイミングを逸することなく、保護者に伝え、連携を図る。また、家庭からの生徒の変化について気軽に連絡し合えるように、保護者との連携を図る。
○ 警察との連携は、非行問題の解決時だけではなく、日常から丈夫交換を行い、姓証券健全育成のための話合いの場をもつ。
○ 学校だよりや学年だより等を活用し、校内の規範意識を高めるよう啓発を図る。
○ 道德の時間を要とし、学校の教育活動全体を通じて、善悪の判断を適切に行うことができるように指導する。

(2) 状況把握とその対応

流 れ	対 応
状況把握	1 電話を受けた教職員は、校長及び副校長、担任に報告する。 2 担任は、保護者に連絡を取るとともに、場合によっては警察に出向く。また、校長は指示系統を明確化し、生活指導主任に今後の指導方針を検討するように指示を出す。 3 担任等は、生徒から事情を聴き取り、事実確認を行う。また、保護者にも来校を促し、円滑な対応に努める。 4 本人への指導並びに保護者との面談を行う。 5 全教職員に対して、事実及び指導経過について報告し、今後の指導方針について学校全体で確認し、共通理解を図る。
関係機関との連携	6 警察との連携が必要な場合は、校長・副校長の指示の下、生活指導主任が中心となり行う。
教育委員会への一報	7 管理職は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
対応における配慮	8 生徒への指導を徹底し、万引きは犯罪であるという重大性を生徒に自覚させる。 9 店に対して謝罪を行うように指導する。 10 再発防止のためにも、生徒・保護者とも納得するまで指導する。

(3) 事後の措置

○ 警察や関係者からの情報収集後、事件の経緯を正確に把握し記録する。また、事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図る。
○ 担任は、声かけなどにより、生徒の心のケアを図る。
○ 本人に行為の重大性を認識させ、謝罪の方法について共に考えながら指導を行う。
○ 管理職は、事件の概要をまとめ、教育委員会に報告する。

2 犯罪等（恐喝）

(1) 未然防止

- 日頃から生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するよう早期の実態把握と対応に努める。
- 生活指導部会や教育相談部会を週に1度定期的に開催し、生徒についての情報交換を行うほか、日常的にも生徒の情報交換が行いやすいような雰囲気づくりに努める。また、教職員間においても悩みを何でも相談できる体制とし、一人で問題を抱え込まないような体制づくりを行う。
- 保護者と学校との連絡を密にし、生徒の変化や問題行動についてタイミングを失わないように保護者に伝える。また、家庭からも生徒の変化について気軽に連絡し合える信頼関係をつくる。
- 学校内で生徒の指導体制を確立し、他人を傷つけたり、他人の物を奪ったりする犯罪は許さないという教師の姿勢を生徒に示す。
- 優しさや思いやりを育てる環境づくりを学校・家庭・地域社会が連携して行い、暴力などの飛行を許さない学校、学級づくりを進める。

(2) 状況把握とその対応

流 れ	対 応
状況把握 ※被害生徒	1 校長は、指示系統を明確化し、関係職員に今後の指導方針を決定するよう指示を出すとともに、場合によっては担当教員等を警察に出向かせ、保護者と連絡を取るよう指示する。 2 被害を受けた生徒は、仕返しを恐れている場合が多いと考えられるので、安全を確保する姿勢と方策を明確にして、本人の心情を理解しながら事実の確認を行う。 3 家庭連絡・家庭訪問等により保護者の気持ちを十分に聞き取るとともに連携を図る。 4 担任のみで判断するのではなく、校長に報告し、副校長、生活指導主任、学年主任等と情報を共有する。
状況把握 ※加害生徒	5 加害生徒や保護者、周囲の者からの情報、事情聴取によって事実と状況を確認する。 6 保護者と連絡を取り、保護者の来校を促し円滑な対応に努める。 7 本人への指導、保護者との面談を行う。 8 全教職員に対して、事実・指導経過について報告し、今後の指導方針について確認する。 9 再発防止のためにも、生徒・保護者とも納得するまで指導する。
警察との 連携	10 悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談の上、対応する。
教育委員会 への第一報	11 管理職は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
関係機関と の連携	12 学校や家庭、地域、関係機関との連携を図り、生徒の個人情報に十分留意したうえで、解決に向けた具体的な取組を進める。

3 犯罪等（性犯罪）

(1) 未然防止

- 日頃から生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するよう早期の実態把握と早期対応に努める。
- 登下校時等に生徒が性犯罪の被害にあう場面も想定できることから、生徒の安全に関して、学校・家庭・地域等で見守る体制を確立する。
- 生徒についての情報交換を行うほか、日常的にも生徒の情報交換が行いやすいような雰囲気づくりに努める。
- 性犯罪から自分の身を守り、自分自身が加害者とならないためには、性被害・加害の発生要因を十分に理解し、他人、特に異性に対して思いやりのある行動や態度が取れるように指導する。
- 道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊重を適切に行うことができるように指導する。

(2) 状況把握とその対応

流 れ	対 応
状況把握 ※被害生徒	1 話しやすい環境をつくるとともに、身体状況を確認する。 2 生徒の様子を注意深く観察しながら、被害状況を確認する。また、日常生活や現在の症状を確認する。 3 相談した相手と内容を確認する。 4 学校や家庭の環境を調整し、被害生徒の安全内場所を確保する。 5 対策チーム等を編成し、プライバシーや人権に配慮した対応を心掛ける。 ※二次被害の回避に努める。 6 必要に応じて、保護者に警察への被害届の提出を促す。
状況把握 ※加害生徒	7 加害生徒や保護者、周囲の者からの情報、事情聴取によって事実と状況を確認する。 8 保護者と連絡を取り、保護者の来校を促し円滑な対応に努める。 9 本人への指導、保護者との面談を行う。 10 全教職員に対して、事実、指導経緯について報告し、今後の指導方針についても確認する。 11 再発防止のためにも生徒、保護者とも納得するまで指導する。どんな理由、環境であっても犯罪行為は許されることでないことを伝える。
教育委員会 への第一報	12 管理職は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
関係機関と の連携	13 警察や医療・福祉・相談機関等との適切な連携を図る。 14 警察との相互連携を図る。

(3) 事後の措置

- 被害生徒の心のケアについて、スクールカウンセラーと協働して支援体制を構築する。
- 家庭が被害生徒にとって安心できる「居場所」となるよう、保護者と連携する。

4 暴力行為（傷害行為）

(1) 未然防止

- 学校や家庭のことなどで、どの生徒も不安やストレスを抱えている可能性が考えられるため、一人一人の生徒に対して教員が積極的に声をかけ、不安や悩み等が打ち明けられる信頼関係を確立し、相談の充実を図る。
- 家庭での生徒の様子で気になることがあれば、すぐに担任等に相談できるよう、保護者との連携・協力関係を日頃から築いておく。
- スクールカウンセラーや相談機関から、生徒理解についての助言を得たり、警察等に学校の現状や指導方針について説明するなど、日頃から相談できる関係づくりをする。
- 校内研修等を通じて、事例研究や最新の実態を認識し、事件・事故が発生した場合の教職員の対応力を高める。
- 生徒に関する情報の共有化を図るとともに、情報の引継ぎを十分に行う。
- 問題行動等には、日頃から毅然とした態度で対応する。

(2) 状況把握とその対応

流 れ	対 応
状況把握 ※被害生徒	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷した生徒の状況に応じて、応急手当を講じ、緊急を要する場合は、すぐに病院で治療を行い、保護者に連絡する。 2 容態等に配慮しながら時間的な経過や関係者など、慎重にできるだけ具体的に聞き取る。その際、単に事実だけを追及するのではなく、生徒の心の痛みや不安等に対して養護教諭やスクールカウンセラー等が協力して、心のケアに努める。また、記録を残し、再確認のための資料とする。 3 今後の不安等から事実を話したがない場合には、教職員は被害生徒の立場に立ち、関係機関等とも連携を図り最善を尽くすことを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、スクールカウンセラーや本人と関係の深い教職員等に聞いてもらうなどの工夫をする。 4 家庭訪問等により保護者の気持ちを十分に聴き取るとともに連携を図る。 5 担任のみで判断するのではなく、校長に報告し、副校長、生活指導主任、学年主任等と情報を共有する。 6 事件の内容によっては、警察署に対して情報収集を図るとともに、教育委員会及び関係機関等と連携を図りながら事件の全容を把握するようにする。
状況把握 ※加害生徒	<ol style="list-style-type: none"> 7 問題行動が起こった背景や時間的な経過、関係者などについて、できるだけ具体的に確認する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該生徒の内面的課題を生活背景等（学校生活・家庭環境・友人関係）と関連させ明確にしていくとともにその解決に向けて援助する。また、記録を残し再確認のための資料とする。 8 保護者と連絡を取り、保護者の来校を促し円滑な対応に努める。 9 教育委員会及び関係機関と連携を図りながら情報収集し、事件の全容を把握できるようにする。

	<p>10 加害生徒の具体的行為、動機、個別的資質等の事情を考慮し、「指導としての懲戒」と「処分による懲戒」を慎重かつ適切に運用する。</p> <p>11 全教職員に対して、事実、指導経緯について報告し、今後の指導方針についても確認する。</p> <p>12 暴力行為等の問題行動は、「絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然として指導に当たる。</p>
関係機関との連携	<p>13 必要に応じて警察と連携を図る。</p>
保護者への連絡 教育委員会への報告	<p>14 速やかに家庭と連絡し、家庭訪問を実施する。</p> <p>15 被害生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアについての取組について説明し、理解を求めるとともに協力を依頼する。</p> <p>16 加害生徒の保護者には、事象の具体的な内容や状況、被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について理解していただくとともに協力を依頼する。その際、一方的に伝えるのではなく、加害生徒の諸課題解決のための具体的な支援について話し合う。</p> <p>17 速やかに教育委員会に報告する。</p>
関係機関との連携	<p>18 警察や医療・福祉・相談機関等との適切な連携を図る。</p> <p>19 他の小学校・中学校・高等学校と関係する事例も考えられることから、家庭をはじめ関係諸機関や地域と連携を図り、生徒の個人情報に十分留意した上で、問題行動についての報告や情報交換を行い、解決に向けた具体的な取組を進める。</p>

(3) 事後の措置

<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長は、事故に係る情報を整理するとともに、事故原因や問題点を調査、究明し、改善策について全教職員の共通理解を図る。 ○ PTA、教育委員会との連携を図り、保護者への説明を行い、事件の概要や今後の対応について説明し、理解と協力を求める。 ○ 生活指導主任を中心に、全教職員との連携の下に、被害生徒が今後の学校生活が送れる上で、希望や展望がもてるように「心のケア」を図り、援助体制を確立する。 ○ 加害生徒に対しては、問題行動の内容や家庭環境等のアセスメントを十分行っただけで、関係機関と連携して再発防止のための指導を行う。 ○ 新しい情報が入り次第、第二報、第三報を教育委員会及び関係機関へ入れる。 ○ 道徳や学活等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。 ○ 教育相談体制の充実を図り、生徒の心のケアに努める。

5 暴力行為（器物破損）

(1) 未然防止

- 防犯の視点から日常的な安全点検を実施する。
- 日頃から校内巡視を徹底する。

(2) 状況把握とその対応

流 れ	対 応
状況把握	1 発見者は現況の確認と保存を行う。 2 管理職へ速やかな報告を行う。 3 写真と腕の現況の記録保存をするとともに、他の被害がないか確認する。
教育委員会への第一報	4 管理職は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
関係機関との連携	5 必要に応じて警察等の関係機関と連携する。

(3) 事後の措置

- 生活指導部会において、情報収集、対応策を検討するとともに、破損箇所の修理について検討するとともに、教育委員会と調整を図る。
- 日頃から校内巡視の徹底をする。
- 安全点検を徹底し、全教職員による定期点検を実施する。また、破損箇所を速やかに修理する。
- 加害生徒が判明した場合には事情を聴取し、指導を行う。また、家庭に連絡し保護者の来校を促し、保護者への事情を説明する。
- 規範意識の醸成や道德教育の充実を図る。

6 いじめ

(1) 未然防止

- 道徳の授業や人権教育を充実させ、「いじめは許さない」という生徒一人一人の人権感覚を高め、思いやりの心を育むとともに、規範意識の醸成を図る。
- いじめ防止等のための校内研修を実施する。
- ネット上のいじめ防止のための指導を充実させる。
- 保護者会や三者面談、学校だよりなどにより家庭と連携を緊密にする。
- 丁寧な関わりと温かみのある人間関係を構築しながら、日頃の行動観察を行い、些細な変化を敏感にみとめることに努める。
- 信頼関係に基づく、教育相談体制を確立する。
- 東京都の「いじめ防止月間」に対応した定期的なアンケートを実施するとともに、教育相談の実施等による早期の実態把握と、生徒がいじめを訴えやすい組織体制を整備する。
- いじめに関する情報共有を全教職員で行い、いじめは犯罪であることを指導・徹底する。

(2) 状況把握とその対応

流 れ	対 応
状況把握 ※被害生徒	<ol style="list-style-type: none"> 1 事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに被害生徒だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。 2 相談を受けた担任のみで判断するのではなく、校長に報告し、副校長、生活指導主任、学年主任、教育相談担当者等と情報を共有するとともに、学校の問題と捉え対応する。その際、個人情報の取り扱いについて留意する。 3 生徒の心情を十分理解しながら、時間的な経過や関係者などできる限り具体的な状況を聴き取る。その際、事実だけを求めるのではなく、生徒の心の痛み等を軽減するようにつとめる。 4 被害生徒を守り通す姿勢を示したうえで、関係諸機関との連携を図り、話しやすい雰囲気を作るとともに、スクールカウンセラー等とも連携し対応する。 5 相談を受けたいじめが一定限度を超える場合には、教育委員会と連携し加害者に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取ることも必要である。 6 養護教諭やスクールカウンセラー等が協力して、心のケアに努める。 ★ ネット上の誹謗中傷がみられた場合は、保護者に対応等（削除要請と加害者の特定と再発防止）について説明する。
状況把握 ※加害生徒	<ol style="list-style-type: none"> 7 事実確認を行い、加害生徒だけでなく、その友人関係等からの情報収集を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。 8 いじめを起こした背景や、時間的な経過、他校、他学年、卒業生との関係など、できるだけ具体的な状況を把握する。犯罪行為があれば、必ず警察とも連携する。

	<p>9 聴き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。その際、一方的な説諭にならないようにし、専門的な知識をもつスクールカウンセラー等や信頼されている教職員が効くなど工夫をする。</p> <p>★ ネット上の誹謗中傷の場合は、プロバイダー等に削除要請をさせるとともに、書き込み等については印刷し保存する。</p>
<p>保護者への連絡</p> <p>教育委員会等への報告</p>	<p>10 速やかに家庭訪問を複数供委員で実施する（可能な限り事情を聴いた当日に行う）。</p> <p>11 被害生徒の保護者には、経過や学校の対応を的確に伝え、謝罪と今後のケアについての取組について説明する。</p> <p>12 加害生徒の保護者には、事象の具体的な内容や被害生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。</p> <p>13 速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じて、子どもと家庭の支援センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携・協力を行う。</p>
<p>関係機関との連携</p>	<p>14 関係諸機関や家庭及び地域の協力者会議、学校運営協議会等と連携を図り、生徒の個人情報をも十分に保護した上で、問題行動についての報告や情報交換を行い、解決に向けた具体的な取組を進める。</p>

(3) 事後の措置

<p>○ 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の生徒に徹底し、見て見ぬふりをする行為も許されない行為だということを理解させるとともに、いじめが行われていることを教職員等大人に伝えることが正しい行為であることを伝える。</p> <p>○ 学級活動、道徳教育等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の大切さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。</p>

15	業務執行における危機
1 服務事故（体罰・不適切な行為等）	

(1) 未然防止

○ 教職員と生徒との信頼関係に基づいた指導が行われるようにし、体罰や不適切な指導を生じさせない風土を校内に醸成する。
○ 校内研修の実施や、「教職員の服務に関するガイドライン～使命を全うする～」(東京都教育委員会 令和8年4月改訂)や服務ニュースレター等を活用し、服務事故に関して正しい認識をもつように取り組む。
○ 指導が困難な生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることがないように、組織的な指導を徹底し、校長・副校長、生活指導主任を中心に、指導体制を常に見直す。
○ 教員が生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰・不適切な指導と受け取られかねない指導を見かけた場合は、管理職に報告するよう、日常的に体罰・不適切な指導等を防止できる体制を整備する。

(2) 状況把握とその対応

流 れ	対 応
状況把握	1 体罰を受けた生徒を保護する。 2 けがの有無を確認する。 3 必要に応じて、保健室で応急処置を行う。また、緊急性が高い場合は救急車を要請する。
報告・事実確認	4 体罰を行った教員は、校長へ報告する。 5 校長は、体罰を行った教職員から、日時、場所、理由等を詳細に聴き取る。
教育委員会への第一報	6 校長は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
生徒・保護者への対応	7 校長は、体罰を受けた生徒、保護者に対し、誠意ある対応をし、今後の方向性について示す。 8 家庭訪問等で、体罰を行った教職員は、校長と共に生徒・保護者へ謝罪する。

(3) 事後の措置

○ 校内研修の実施や、「教職員の服務に関するガイドライン～使命を全うする～」(東京都教育委員会 令和8年4月改訂)や服務ニュースレター等を活用し、服務事故に関して共通理解を図り、再発防止に努める。
○ スクールカウンセラー等を活用し、体罰を受けた生徒の心のケアを行う。
○ 生徒、保護者及び地域等への信頼回復に努める。

2 服務事故（生徒性暴力・不適切な身体接触、セクシャル・ハラスメント、SNS を利用した私的なやり取り）等

(1) 未然防止

- 生徒指導上の対応は、できる限り複数名の教職員で対応する。
- スマートフォン・携帯電話の職員室以外での使用は行わない。やむを得ず使用する場合は管理職の許可を得ることとする。
- 日頃から教職員に対し、報告・連絡・相談の重要性を指導し、わいせつ行為やその兆候の情報が確実に管理職に伝わるようにする。
- 生徒の言動等をきめ細かく把握し、事故につながるような兆候を可能な限り見付け出し、早期発見に努める。
- 教職員は、性暴力、不適切な身体接触、セクシャル・ハラスメント、SNS を利用した私的なやり取りは決してあってはならないことであることをしっかりと心に銘記し、学校教育に対する市民の信頼を損なうことがないように行動する。
- 管理職は、自らを律するとともに、教職員に対して具体的な事例を提示するなどして、繰り返し指導を行う。
- 学校内に生徒に対するセクシャル・ハラスメント相談員を男女1名ずつ（副校長・養護教諭）を置き、相談窓口を整備する。

(2) 状況把握とその対応

流 れ	対 応
相談	1 2名以上の教職員（セクシャル・ハラスメント相談員）で対応するなど、少なくとも1人は同性の教職員が同席する。 2 相談時間や相談場所等に配慮するとともに、関係者の人権やプライバシーを尊重し、知り得た情報は漏らさない。
事実確認	3 管理職ほかセクシャル・ハラスメント相談員が相談者からの話に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聞く。（被害者と加害者とされる教職員との関係、言動がいつ、どこで、どのように行われたか）生徒からの相談の場合は、本人の意向を踏まえ、当該生徒の保護者に連絡する。
事実確認・指導	4 管理職ほかセクシャル・ハラスメント相談員は、加害者とされる教職員から丁寧に話を聴き取る。 5 両者から話を聴いた結果、事実関係に不一致があり、十分判断できない場合などは、人権やプライバシーに配慮しながら、周囲の教職員等の第三者から事実関係等を聴取する。
相談者に対する説明	6 これまで確認した事実関係を伝え、今後の具体的な対応や方針について相談者に説明する。 7 セクシャル・ハラスメント等の相談対応を行った場合は、その状況を教育委員会に報告する。 8 保護者には、学校の基本姿勢を伝え、誠意ある対応を行う。

16 威力業務妨害（不当要求）

(1) 未然防止

- 日頃の接遇を見直し、初期対応力をあげる。
- それぞれの経験や知恵を出し合う校内での事例検討を通し、教職員の対応力をあげる。

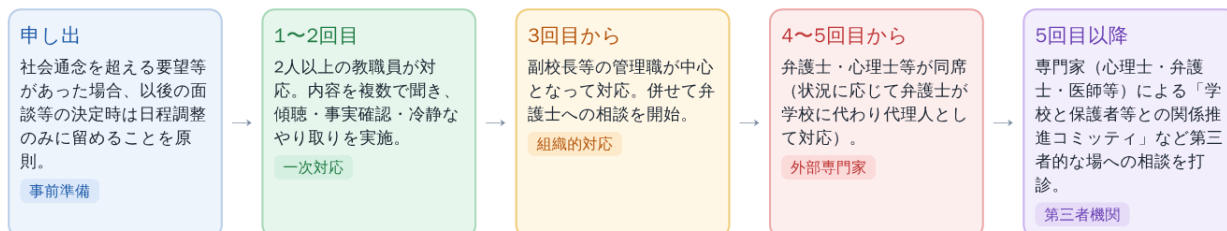
(2) 状況把握とその対応

1 3つの基本方針



2 社会通念を超える要望等への標準的な対応フロー

面会日時…原則 平日の放課後・30分までを目安（状況に応じて60分程度まで） 複数人対応の徹底（2人以上の教職員）
記録の徹底（客観的に事実関係を記録し、管理職等と共有・録音は事前に案内）



対応の終了・警察連携：業務に支障が生じると判断した場合は行為の中止要請等の手順を踏み対応を終了（退去を要求）。退去要求に従わない場合は管理職等の判断で警察へ通報。暴行・脅迫等の明らかな犯罪行為や危険性・緊急性が伴う場合は直ちに警察へ通報。

3 社会通念を超える要望等の例（なさらないようお願いする言動）

家庭からの例

- ◆ 授業内容・宿題の量・座席など教育活動の細部への過剰な干渉・要求
- ◆ 土下座の要求、過度な謝罪要求、評定変更・内申点に関する不当な要求
- ◆ 声を荒らげ執拗に責め立て高圧的に主張、業務に支障を生じる長時間の居座り・電話
- ◆ 担任の変更・異動・辞任を執拗に求める、何度も電話で要求を繰り返す
- ◆ 多項目に及ぶ書面回答の要求、教職員個人への損害賠償・慰謝料の要求
- ◆ 公平性を著しく欠いた特別扱いの要求、学校内の様子を許可なく撮影

地域からの例

- ◆ 休み時間・学校行事・部活動等の音への過剰な苦情や活動中止の要求
- ◆ 学校の敷地・施設・備品等の過剰な貸出要求や無断使用
- ◆ 公園での遊び方など学校管理外のことへの苦情や対応の要求
- ◆ 児童・生徒や教職員の個人情報を教えるよう要求

4 教職員との連絡・面談等に当たってのお願い

1. 連絡は原則として教職員の勤務時間内に、簡潔に。
2. 面談等は双方で調整した日時に。平日の放課後・30分を目安（状況に応じ60分程度まで）。
3. 複数の教職員で対応することを基本とし、相談内容等は学校内で組織として共有して対応。
4. 教育委員会職員や弁護士等の専門家と同席することや教職員に代わって話をさせていただくこと、録音をさせていただくことがあります。
5. 御意見・御要望をいただいても、学校として対応できないことや専門機関等に任せる方が望ましいことを御理解ください。
6. 長時間の電話や同じ内容での頻繁な連絡等には対応をお断りすることがあります。
7. 不当・違法な行為等が認められた場合は直ちに面談等を中止し、退去いただくことや警察に連絡することがあります。

1 テロ行為・NBCR 災害対策



テロ行為・NBCR災害対策

命を守る行動を！ ～学校での基本対応～

テロ行為や有害物質の放出から児童生徒と教職員の命を守るため、正しい知識と適切な行動が重要です。



NBCRとは？ テロ行為などにより、人体に有害な物質が放出される災害のことです。

N・R (核・放射性物質)



- ・目に見えない
- ・においがしない
- ・人体への影響が長期間続くことがある
- ・正確な情報が重要

指示があるまで屋内退避

B (生物剤)



- ・感染するおそれがある
- ・発見が困難
- ・潜伏期間がある
- ・人から人へ感染する可能性がある

感染拡大の防止が最優先

C (化学剤)



- ・目・鼻・のどへの刺激
- ・急な体調不良
- ・閉鎖空間で被害が拡大

風上へ避難・換気停止

R (放射性物質)



- ・爆発に伴って拡散する場合がある
- ・放射線による健康影響がある
- ・汚染拡大防止が必要

専門機関の指示に従う

不審物を見つけたら ～5つの行動～

- 1 さわらない

絶対に触れない！




- 2 近づかない

周囲の人も近づけない！




- 3 知らせる

すぐに教職員や近くの人に報告する！


- 4 通報する

110番(警察)・119番(消防)に通報する！


- 5 避難する

指示に従い、安全な場所へ避難する！



! 不審物は、爆発・有毒ガス・放射性物質など重大な危険を引き起こす可能性があります。

学校の基本対応 ～4つの行動～

1 見つける




周囲の異変や不審物を発見する

2 離れる




すぐにその場から離れる

3 伝える




教職員へ報告し
110番・119番通報

4 避難する




指示に従い
安全な場所へ避難

避難のポイント

- ☐ 落ち着いて、あわてず行動する
- ☐ 教職員の指示に従う
- ☐ 人数確認を確実に行う
- ☐ 負傷者がいないか確認する



日頃からの備えが、命を守ります！

避難訓練の実施



定期的に訓練を行い、安全な避難経路を確認します。

緊急連絡体制の整備



緊急連絡先や役割分担を明確にし、迅速に連絡・連携できる体制を整えます。

関係機関との連携



警察・消防・行政機関と連携し、情報共有や連絡体制を強化します。

防災教育の充実



児童生徒への防災教育を行い、危機対応能力を高めます。

施設・設備の点検



防災カメラや出入口の管理など、設備の点検と改善を行います。

緊急連絡先(例)

警 察	110番
消防・救急	119番
学校(代表)	042-564-3001
教育委員会	042-565-1111

※地域の实情に応じて、連絡先を記入してください。

2 弾道ミサイル対策

弾道ミサイル対策 — Jアラート発出時の行動

Jアラートが鳴ったら落ち着いて「逃げる・離れる・隠れる」を直ちに実行

⚠ 弾道ミサイルは発射からわずか10分程度で到達する可能性

飛来時は Jアラートで通知（屋外スピーカー／緊急速報メール）。情報はテレビ・ラジオ・自治体防災無線アプリ等も日頃から確認できるよう備えておく。

逃げる

／屋外にいる場合



- ・近くの建物（できればコンクリート造りの頑丈な建物）の中へ避難
- ・地下街・地下駅舎など地下施設があれば優先
- ・頑丈な建物がなければ、とにかく建物内へ

離れる

／屋内にいる場合



- ・窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動
- ・飛散防止にカーテンを閉める
- ・近くに頑丈な建物・地下があれば直ちに移動

隠れる

／近くに建物がない場合



- ・物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る
- ・飛散する破片や爆風の露出面を最小に
- ・田園部では農業用水・コンクリート橋の下も有効

■ 着弾が予想される地域に留まった場合・着弾後の行動

屋外：口と鼻をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難／屋内：換気扇を止め、窓を閉め目張りし、風下を避けて屋内へ。落下物は不用意に近づかない（燃料等の危険）。

日頃の備え：近くの緊急一時避難施設・頑丈な建物・地下を事前に確認。離れた施設への無理な移動は不要。

出典：内閣官房 国民保護ポータルサイト「弾道ミサイル飛来時にとるべき行動」 kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/ ・東京都防災 bousai.metro.tokyo.lg.jp（2026年9月確認）

3 野生動物

クマ (ツキノワグマ・ヒグマ) Ursus spp.



■ 予防

- ・単独行動を避け音で存在を知らせる(鈴・ラジオ)
- ・山に入る前に出没情報を確認
- ・早朝の残飯・廃棄果実は放置しない

■ 遭遇時

- ・走らない・叫ばない・背を見せない
- ・ゆっくり後退して距離を取る
- ・クマが立ち去らない場合はうつ伏せで顔と首を守り静かにする
- ・クマ撃退スプレー(カブサイシン 1~2%, 噴射距離7.5m以上推奨)は風上で使用

△ 「死んだふり」は現在では推奨されていない。状況により危険(例: ズグマ連れの母グマ)。

イノシシ Sus scrofa



■ 予防

- ・田畑・山裾の藪を刈り払う
- ・残飯や生ごみを外に放置しない

■ 遭遇時

- ・大声・走って興奮させない
- ・静かに後退し背を向けない
- ・可能なら高い場所に逃げる(堀/階段/車のボンネット)
- ・突進されたら体をかがめ足を閉じて大腿内側を防御
- ・むやみに反撃しない

△ イノシシの牙は太もも内側の太い血管を直撃するため特に危険。

サル (ニホンザル) Macaca fuscata



■ 予防

- ・絶対にエサを与えない・屋外に置かない
- ・ごみは収集日に出す・戸締りを徹底

■ 遭遇時

- ・目を合わせない(威嚇と判断される)
- ・不用意に近づかない・大きな声で驚かさない
- ・ゆっくり後退し静かに距離を取る
- ・家に侵入されたら戸締りで屋外誘導

△ サルの目を見て背を向けた瞬間に襲われる事例あり。視線は外したまま静かに離れる。

スズメバチ Vespa spp.



■ 予防

- ・黒い服・帽子を避け白っぽい長袖を着用
- ・香水・整髪料など匂いの強いものを控える
- ・巣を見つけたら近づかず専門業者に連絡

■ 遭遇時

- ・払わない・大声を出さない・急いで走り出さない
- ・頭部を守り姿勢を低くしてゆっくり後退
- ・巣の振動や甘味料(ジュース等)を持ち込まない

△ 一匹でも手で叩くと警報フェロモンで大量襲来。刺傷時は安静にして119番。

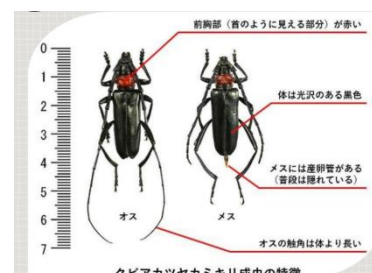
動物	◎ やってよいこと (Do)	× してはいけないこと (Don't)
 クマ	ゆっくり後退・うつ伏せで首を守る・撃退スプレー(風上)	走って逃げる・大声を出す・背を見せる・「死んだふり」(非推奨)
 イノシシ	高い場所に上がる・足を守ってかがむ・静かに後退	大声を出す・走って興奮させる・むやみな反撃

動物	◎ やってよいこと (Do)	× してはいけないこと (Don't)
 サル	視線を外してゆっくり離れる・戸締りで屋外誘導	目を合わせる・エサを見せる/与える・大きな声で驚かす
 スズメバチ	姿勢を低くゆっくり離れる・頭部を守る・119番通報	手で払う・黒い服で近づく・香水等の匂い・巣を刺激

● その他

1 特定外来生物（クビアカツヤカミキリ等）への対応

サクラ、ウメ、モモ等のバラ科樹木を食害する特定外来生物である。幼虫が樹木内部を食害するため、内部が空洞化し、樹木等の倒壊につながる。



初期対応	(1) 成虫または被害が疑われる状況を確認した場合、速やかに管理職に報告する。 (2) 多数発生している場合は、教職員や生徒等による捕殺は行わない。 (3) 発見場所・本数・状況を写真で記録する。
関係機関との連携	(4) 武蔵村山市教育委員会教育部 教育施設課（内線 453）に連絡し、現地確認依頼を行う。教育施設課より駆除業者の依頼を行う。
安全確保	(5) 被害木周辺の立入を制限し、倒木等の危険がある場合は立入禁止とする。 (6) 登下校時の安全指導を徹底する。

※ 未然防止のため、敷地内のサクラ、ウメ、モモ等のバラ科樹木について、定期的な目視点検を行う。

2 ヘビ

ヘビを見かけたときは刺激せず、生徒を安全な場所へ誘導する。万が一咬まれた場合は安静にして医療機関へ搬送する。毒蛇の可能性がある場合は咬まれた種類の情報を正確に伝える。また、判断に迷う場合は#7119（東京消防庁救急相談センター）へ相談する。

3 カラス

繁殖期（春から初夏）には、ヒナを守るために親鳥が人を威嚇・攻撃する事例が報告されている。巣を発見した場合は、速やかに武蔵村山市教育委員会教育施設課へ連絡し、巣の撤去依頼を進める。また、しばらくは巣があった周辺を立入禁止とし、登下校中の注意喚起を徹底する。

4 その他の生物

アライグマ、ハクビシン、イタチ等が現れたときには管理職に報告し、武蔵村山市教育委員会教育施設課に連絡し、駆除依頼を進める。その他、野生動物が近づいたときには接触させない。また、野鳥の死骸等があった場合も管理職に報告し、処理方法について武蔵村山市教育委員会教育施設課と協議する。

様式 1

事故・ヒヤリハット・気付き報告様式

報告者	教職員 生徒 保護者 地域住民 関係機関 報告者名
発生日時	年 月 日 () :
発生場所	
事象	どうしていたら、どうなった (どうなりそうだった)
措置	

様式 2

生徒安否確認様式

年 組 記入担当

	氏名	確認日時	確認方法	本人の安否 (ケガ等)	家族の安否・自宅の被害	連絡先・連絡方法
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						

学校危機管理マニュアル

武蔵村山市立第三中学校

平成 19 年 4 月 1 日作成

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 31 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 7 月 1 日改定

令和 7 年 7 月 1 日改定

令和 8 年 7 月 1 日改定

令和 8 年 10 月 19 日改定